

広島県工賃向上に向けた取組
第 4 期
(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 月

広島県 健康福祉局

障害者支援課

目次

第1	取組策定の趣旨等	1
1	取組策定の趣旨	1
2	取組の位置付け	1
第2	取組の対象期間	1
第3	対象事業所	2
1	就労継続支援A型	2
2	就労継続支援B型	2
第4	官民一体の取組におけるそれぞれの役割	3
1	県の役割	3
2	市町の役割	3
3	事業所の役割	3
4	企業等の役割	3
第5	「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」取組による工賃実績及び課題	4
1	現行の工賃水準（目標工賃と工賃実績の推移）	4
2	課題	5
第6	令和3年度から令和5年度の目標工賃	6
第7	目標達成のために取り組む具体的方策	9
1	販路拡大	9
2	体制整備	10
3	普及啓発	11
第8	市町の取組	13
第9	事業所の取組	14
第10	報酬体系と工賃向上計画（指針）の整理	17
第11	関係資料	19
1	市町の取組内容	19
2	令和2年度平均工賃の状況	27
3	県内の就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組に関する調査結果	35

第1 取組策定の趣旨等

1 取組策定の趣旨

本県では、平成18年10月に全面施行された障害者自立支援法や「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「基本的な指針」という。）に基づき、次表のとおり計画を策定し、障害のある方の就労支援に取り組んできました。

令和2年度末で「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」が終了し、取組の成果により、就労継続支援B型事業所の平均工賃（月額）は、令和元年度17,168円（対前年比414円増）と伸びていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、16,802円と減少に転じています。

このような中において、障害者が地域で自立して生活するためには、障害基礎年金等の収入を合わせても十分ではありません。

事業所を取り巻く環境を踏まえつつ、更なる引き上げを行うため、新たに「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」を策定し、県、市町、企業、障害者施設及び関係団体が一体となって、工賃向上を目指すこととします。

国においても、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり、継続して工賃向上に向けた取組を推進することとし、令和3年3月に基本的な指針を一部改正したところであり、広島県としても、この指針の内容に沿って、本取組を策定し、今後とも障害のある方の経済的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

策定年度	計 画 名
平成20年度	広島県工賃ステップアップ計画（H20年度～H23年度）
平成24年度	「広島県工賃向上に向けた取組」（H24年度～H26年度）
平成27年度	「広島県工賃向上に向けた取組（第2期）」（H27年度～H29年度）
平成30年度	「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」（H30年度～R2年度）

2 取組の位置付け

令和3年度から、本県では第6期広島県障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）の実施期間に入ります。

この障害福祉計画は、障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標とするために策定したもので、障害者の経済的自立が可能となる収入確保を目指し、今後、取り組む施策の方向性を提示しています。

今回の「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」は、この障害福祉計画で提示した内容を、より具体的で確実なものとするために、令和3年度から令和5年度までの各年度の目標工賃とその目標達成のために取り組む具体的な方策を示すものです。

第2 取組の対象期間

令和3年度～令和5年度

第3 対象事業所

原則として、県内で指定を受けているすべての就労継続支援B型事業所を対象事業所とし、対象事業所においては特別な事情がない限り、事業所工賃向上計画を作成することとします。

なお、就労継続支援A型事業所等で、工賃の引上げに積極的に取り組む事業所も事業所工賃向上計画の作成を可能とします。

1 就労継続支援A型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者

(3) 最低賃金・最低工賃

雇用契約を締結している利用者については、労働局が定める最低賃金

※ただし、最低賃金適応除外の特例措置あり。

※雇用契約を締結していない利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。

2 就労継続支援B型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

(3) 最低工賃

利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。また、就労継続支援B型の指定基準に「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めるよう努めなければならない。」と規定されている。

(4) 基本報酬

令和3年度より、平均工賃月額による評価と多様な就労支援ニーズに対応した評価の2類型に分類されている。

第4 官民一体の取組におけるそれぞれの役割

1 県の役割

県は、策定した「工賃向上に向けた取組」に基づき、具体的な施策、事業、取組を展開していくとともに、事業所の「工賃向上計画」の作成や推進を積極的に支援することとします。

また、事業所の「工賃向上計画」について、取組状況を把握し、目標達成に向けて必要な指導や助言を行います。

さらに、工賃向上には、官民一体となった取組が必要であることから、市町や企業、事業者団体、地域関係機関などの協力が得られるよう、連携を十分に行うこととします。

2 市町の役割

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町においては、地域の企業や商工会議所、商工会、商店街等と連携して、きめ細かな事業所への支援が行われるよう、障害者自立支援協議会等を通じ、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援することが必要です。

3 事業所の役割

障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、すべての事業所が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要です。そのためには、事業所責任者の強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念、運営方針を示し、共有していく必要があります。

また、各事業所においては、個々の抱える課題を明らかにし、利用者一人ひとりの工賃向上に着目した個別支援計画と連動した「工賃向上計画」を作成するとともに、必要に応じ県や関係機関等の支援策を活用する等、関係機関等の協力を得ながら、工賃向上に向けた取組を積極的に行うことが必要です。

4 企業等の役割

基本的な指針において、産業界等の協力を得ながら官民一体となった取組を推進することとされています。

また、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあることから、企業等においては、事業所の現状や工賃水準を理解していただくとともに、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取組が求められます。

第5 「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」の取組による工賃実績及び課題

県、市町、事業所及び企業等が官民一体となって、販路拡大、体制整備及び普及啓発を目的として各種事業を実施した結果、次のとおり工賃実績が推移した。

1 現行の工賃水準（目標工賃と工賃実績の推移）

広島県工賃向上に向けた取組期間（第2期）				
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
月額	目標工賃(A)	16,500円	17,000円	17,500円
	実績(B)	15,939円	15,892円	16,038円
	B-A	▲561円	▲1,108円	▲1,462円
	全国平均	15,003円	15,295円	15,603円
時間額	目標工賃(C)	210円	220円	230円
	実績(D)	204円	204円	216円
	D-C	▲6円	▲16円	▲14円

広島県工賃向上に向けた取組期間（第3期）				
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
月額	目標工賃(A)	16,500円	17,000円	17,500円
	実績(B)	16,754円	17,168円	16,779円
	B-A	254円	168円	▲721円
	全国平均	16,118円	16,369円	—
時間額	目標工賃(C)	220円	230円	240円
	実績(D)	231円	242円	245円
	D-C	11円	12円	5円

【参考】広島県における最低賃金の推移（令和2年度は改定が行われなかった。）

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
最低賃金	719円	733円	750円	769円	793円	818円
年 度	H30年度	R元年度				
最低賃金	844円	871円				

ア 経年比較

広島県の令和2年度の平均工賃（月額）は16,779円で、工賃向上に向けた取組期間の初年度となる平成24年度の15,668円と比較して1,111円（7.1%）増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年比では、減少に転じています。

イ 全国比較

広島県の平均工賃（月額）は、常に全国平均を上回って推移しています。（令和2年度の全国平均は未公表）

ウ 最低賃金との比較

平成24年度から令和2年度の県内の最低賃金の伸び率が21.1%なのに対し、平均工賃（月額）の伸び率は、7.1%にとどまっています。

2 課題

- (1) 事業所からの優先調達を一層推進するためには、制度の更なる周知や事業所が受注可能な製品やサービス等について情報発信を強化し、県の各部局において、率先して優先発注に取り組む体制を確立する必要があります。
- (2) 共同受注窓口における営業ノウハウや官公庁企業等のニーズに即した商品開発やサービス提供などの提案・調整といった事業所への支援機能の強化とともに、共同受注窓口の役割やその利用方法を周知する等、積極的な活用を促す必要があります。
- (3) 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知・広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- (4) 事業者が作成する工賃向上計画がより実効性の高い計画として機能するよう、個別支援計画と連動したPDCAサイクルを確立する必要があります。
- (5) 工賃実績が10,000円を割り込む事業所が多くあることから、その業務区分など現状を分析し、専門家による研修等の受講の勧奨や助言などの取組の強化を図る必要があります。
- (6) 農福連携による農業への参入や施設外就労の促進など、今後、成長が期待できる分野への新たな事業所の参入を積極的に支援していく必要があります。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業所において受注の減少・工賃の減少とともに、運営に支障が生じている事業所があることも念頭におき、取組を進める必要があります。

第6 令和3年度から令和5年度の目標工賃

本計画において、目標工賃は月額により算出する方法を基本とします。

ただし、事業所においてその利用形態により時間額により算出した工賃を目標とすることが好ましい場合には、時間額により算出することとします。

なお、令和3年度報酬改定で、「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が新たに設けられたため、影響を考慮する必要があります。

1 目指すべき姿

障害のある方が、地域で自立して安心して暮らせるためには、生活に必要な経費を、年金などの社会保障給付と、活動で得る工賃収入で賄うことができるようになることが重要です。これを、広島県として、目標工賃を設定する考え方の前提とします。

2 目標工賃

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月 額	17,100 円	17,600 円	18,100 円
時間額	260 円	270 円	280 円

3 目標工賃設定の考え方

一人暮らしの障害者が1か月に必要とする生活経費について、生活保護を踏まえ約10万円と試算した場合、年金（障害基礎年金2級受給額：約65,000円を想定）などの社会保障給付との差額約35,000円を自らの就労による工賃で補う必要があります。

しかし、令和2年度の平均工賃（月額）実績は新型コロナウイルス感染拡大の影響により16,779円であり、「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」（平成30年度～令和2年度）期間中における平均工賃（月額）の伸び率は、平成27年度【第2期当初】の平均工賃（月額）実績15,939円と比較して840円（5.3%）の増加に留まっています。

これらの状況を踏まえ、次のとおり目標工賃を設定します。

(1) 目標工賃（月額）の設定

平成24年度【第1期】から令和2年度【第3期】までの年平均伸び率（0.9%）、各事業所が提出した工賃向上計画における目標工賃の平均は、令和3年度15,885円、令和4年度16,343円、令和5年度16,840円、また、令和2年度の平均工賃月額は16,779円の状況にあります。

以前の計画に準じて、令和2年度実績を踏まえ、年平均伸び率（0.9%）を考慮し検討した場合、年150円程度の伸びしか得られず、各事業所の目標工賃の平均の状況を踏まえると、目標工賃の設定としては適当でないと考えています。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前年の令和元年度までの年平均伸び率（1.4%）を採用し、令和3年度の目標値は17,100円とし、各事業所が提出した目標工賃の平均や平成29年度から令和元年度の状況を参考に年500円の増となる、令和4年度17,600円、

令和5年度 18,100円とします。

(2) 目標工賃(時間額)の設定

各事業所が提出した平均目標工賃(令和3年度 217円, 令和4年度 225円, 令和5年度 233円)を踏まえ, 目標工賃(月額)の設定と同様に平成24年度から令和元年度までの年平均伸び率(3.9%)を採用し, 令和3年度の目標値を260円, 令和4年度を270円, 令和5年度を280円とします。

【参考1】事業所が提出した平均目標工賃

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月額	15,885円	16,343円	16,840円
提出事業所数	309事業所		
時間額	217円	225円	233円
提出事業所数	185事業所		

(令和4年度, 5年度が未設定の場合, 令和3年度と同額とした。)

【参考2】平均工賃の推移と目標

(単位:円)

区分	実績								
	H18年度		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
月額	12,419	→	14,397	15,668	15,551	15,644	15,939	15,892	16,038
伸び率 (H18年度比) (H24年度比)	100.0%	→	115.9%	126.2%	125.2%	126.0%	128.3%	128.0%	129.1%
			—	100.0%	99.3%	99.8%	101.7%	101.4%	102.4%
時間額	—		—	190	188	197	204	204	216
伸び率 (H24年度比)	—		—	100.0%	98.9%	103.7%	107.4%	107.4%	113.7%

区分	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
月額	16,754	17,168	16,779	17,100	17,600	18,100
伸び率 (H18年度比) (H24年度比)	134.9%	138.2%	135.1%	137.7%	141.7%	145.7%
	106.9%	109.6%	107.1%	109.1%	112.3%	115.5%
時間額	231	242	245	260	270	280
伸び率 (H24年度比)	121.6%	127.4%	128.9%	136.8%	142.1%	147.4%

4 目標工賃の達成状況の把握・公表の方法

各年度において、本計画の目標工賃の達成状況の把握を行い、その結果については、県ホームページへの掲載により公表します。

第7 目標達成のために取り組む具体的方策

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系が継続するとともに、新たに「多様な就労支援ニーズへの対応」をもって一律に評価する報酬体系が設定されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞等に伴い、県内事業所における生産活動も影響を大きく受けています。

広島県では、これらの状況を踏まえ、目標工賃を達成するため、次のとおり課題解決に向け具体的に取り組みます。

1 販路拡大

(1) 共同受注窓口との連携による受注拡大

(方針) 官公庁や県内企業等による共同受注窓口の活用を促進し、事業所の安定的かつ十分な受注の確保に努めます。

(具体的な方策)

- ・ 県内3か所設置されている共同受注窓口と連携し、受注可能な製品・サービス等に関する情報発信や手軽に活用してもらえる仕組みを整えます。
- ・ 共同受注窓口に対し合同商談会等への積極的な参加を促す等、企業等と事業所における受発注のマッチング機会を創出します。
- ・ 複数事業所の連携により大規模な受注等を可能とするための取組を検討・実施します。

【参考】県内の共同受注窓口一覧

※会員事業所数は令和3年3月31日現在のもの

団体名	所在地	設立年月	会員事業所数
公益社団法人広島県就労振興センター (※広島県より運営委託)	広島市	平成24年9月	116事業所
一般社団法人トータルライフサポートふくやま	福山市	平成22年8月	64事業所
一般社団法人花と緑のハート事業協会	広島市	平成21年8月	6事業所

(2) 障害者優先調達推進法に基づく優先的調達の推進

(方針) 制度や発注手続きの周知徹底等により、優先的発注の規模拡大を図ります。

(具体的な方策)

- ・ 優先調達方針を毎年度、策定し、県庁内及び市町等における優先調達制度の周知徹底や執行にかかる基準の見直し、手続きの明確化等により、優先調達実績額を増額します。
- ・ 市町及び地方独立行政法人に対して、目標達成に向けた好事例の紹介や必要な助言を行い、市町及び地方独立行政法人における制度の活用を促進します。
- ・ 官公庁による事業所への積極的な発注促進を呼び水とし、民間部門からの発注拡大にも取り組みます。

【広島県の優先調達目標額・実績額】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標額	34,000千円	35,000千円	36,000千円	45,000千円	45,500千円	46,000千円
実績額	42,623千円	44,063千円	42,945千円 (暫定)	—	—	—

(3) 県や県内企業等との連携等による販売機会や就労の場の確保

(方針) 県や県関係機関との連携や企業等のノウハウ・技術の活用により、事業所による販売・就労機会等の確保に努めます。

(具体的な方策)

- ・ 県各部署や県関係機関等に対し、販売会の実施や各種イベントへの出展等について働きかけます。
- ・ 県包括連携協定締結企業やあいサポート企業・団体、社会課題の解決 (SDGs) や社会貢献活動 (CSR) に取り組む企業等に対し、事業所製品の記念品やノベルティとしての活用や共同での商品開発等について提案や協力の依頼を行います。
また、障害者の創作活動を新たな販路や就労機会に繋げられるよう、企業等と協働し、障害者アート作品の商品化、販売促進に取り組みます。

2 体制整備

県においては、工賃向上に向けた体制を整備するため、次の視点により各事業を実施します。

(1) 事業所の経営力等の向上【専門家アドバイザー派遣事業】

(方針) 工賃向上に向け、管理者や職員等、事業所全体における資質向上を図ります。

(具体的な方策)

- ・ 事業所の経営改善や事業所における技術力・商品力等の向上支援として、専門家等による研修・派遣を実施します。
- ・ 関係機関が実施する工賃向上に係る各種研修等への企画助言や開催周知を実施します。

(2) 共同受注窓口・ふれ愛プラザの運営強化【受発注マッチング・ふれ愛プラザの運営強化事業】

(方針) 県委託運営の共同受注窓口及びふれ愛プラザの運営強化により、事業所製品の販路開拓・拡大及び品質・商品力の向上を支援します。

(具体的な方策)

- ・ 営業コーディネーター等の配置による営業活動や企業等の連携による製品開発等の実施及び受発注マッチング機能を強化します。
- ・ 大規模な受注や得意とする製品や高技能・技術等のかけ合わせによる新たな受注等を可能とするための事業所が相互に連携する仕組みを検討します。
- ・ 官公庁・企業等からの相談・依頼をマネジメントできる力を身に付けるための助言等を行います。
- ・ ふれ愛プラザにおける消費者ニーズに対応した商品の企画開発、イベント出展やHP・SNSを活用した広報等による製品PRの実施、オンライン販売ページを活用等、県民との交流機能及び事業所商品の販売拠点としての機能を強化します。

【参考1】共同受注窓口の受注額

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総売上	4,032千円	4,023千円	5,275千円	8,993千円	10,525千円

【参考2】ふれ愛プラザの売上額

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総売上	22,894千円	241,616千円	22,685千円	23,877千円	29,687千円
うち店舗売上額	10,179千円	9,315千円	9,569千円	9,765千円	12,624千円

(3) 事業所相互や地域との連携による事業所製品の認知度及び品質・商品力の向上【事業所製

品のブランディング事業】

(方針) 事業所相互や地域との連携による企画実施等により、認知度等を向上させ、営業活動の円滑化や販路の多様化を図ります。

(具体的な方策)

- ・ 複数事業所が関わる商品を企画し、その販売や PR 活動を通して、事業所の活動への県民の理解促進とともに、事業所製品の認知度の向上に取り組みます。
- ・ 事業所の活動拠点である地域と連携し、商品企画や販売会の実施等により、事業所と地域の企業や団体等との関係づくりを、市町とともに促進します。
- ・ 商品の企画等の実施を通じて、事業所における製品の品質や商品力向上を支援します。

(4) 農福連携による障害者の就労促進【農業分野における新たな就労確保事業】

(方針) 農福連携の取組促進により、新たな就労機会を確保します。

(具体的な方策)

- ・ 農業の専門家の事業所への派遣による農業技術に係る指導・助言、生産された農産物の販路開拓に向けた共同受注窓口との連携、生産・加工・販売までの6次産業化に取り組む事業所の増加、農福連携商談会や販売会等の開催、農業経営者等とのマッチングによる施設外就労支援の推進等を実施します。
- ・ 農業分野における県内の先進事例や就労ニーズ等の情報収集等を行い、地域の活性化とともに工賃向上に向け、農福連携に取り組む市町や事業所を支援します。

3 普及啓発

(1) 県民への働きかけの強化

(方針) 事業所の活動や製品等についての情報発信により、理解促進・購入促進を図ります。

(具体的な方策)

- ・ HP や SNS 等の各種インターネットツールの活用やプレスリリースの配信等により、製品情報やイベント出展情報等について積極的に発信等、継続的に PR します。

(2) 企業等への働きかけの強化

(方針) 県内の企業等における障害者就労に関する理解と事業所への発注の促進を図ります。

(具体的な方策)

- ・ 事業所の活動や受注可能な製品・サービス等について、HP や SNS 等各種インターネットツールを活用して情報を発信や共同受注窓口による商談会等への参加等により、事業所と企業との関係づくりを支援します。

(3) 事業所への働きかけの強化

(方針) 事業所における工賃向上に向けた主体的かつ積極的な実施を促進します。

(具体的な方策)

- ・ 各事業所が課題を解決するために必要とされる県事業や各種研修等への積極的な参加を働きかけます。
- ・ 工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を研修やHP等で紹介し、他の事業所への波及を促進します。

(4) 市町との連携

(方針) 障害者の地域での活動の場・活躍の場を広げるため、地域における販売・就労機会の創出を促進します。

(具体的な方策)

- ・ 市町や自立支援協議会に対し、地域一体となった取組や優先的発注に関する取組に関する好事例を紹介します。
- ・ 県と市町が連携して県内全域での販売促進に繋がる取組を実施します。

地域で障害者を支える仕組みが重要であるが、令和3年度報酬改定で、利用者の就労や生産活動への参加等を支援したことをもって一律に評価することとされたため、障害者が支えられる側だけでなく地域を支える側として活躍することも目指し、市町においても、障害者自立支援協議会等を活用して、地域の支え手として、障害者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援することが求められます。

1 発注の拡大

- (1) 障害者優先調達推進法に基づく優先調達方針の策定、調達目標額（実績額）の増額
- (2) 発注拡大を図るための調達担当課等との庁内連携体制の整備
- (3) 事業所による常設・定期販売の実施
- (4) 障害者の就労の機会や業務、事務の創出
- (5) 単独発注が難しい業務における共同受注体制の強化
- (6) 事業所と農業生産者とのマッチングによる農福連携の推進

2 企業等への発注促進

- (1) 広報誌やホームページ等を活用した企業への事業所製品の周知
- (2) 企業等による事業所製品の発注等への協力依頼
(特に障害者の法定雇用率を満たしていない企業等への集中的な対応)
- (3) 企業等と事業所が連携する仕組みや体制作り

3 住民への理解促進

- (1) 広報誌やホームページ等を活用した住民への事業所製品の周知
- (2) 庁舎を訪れる住民への事業所製品のPR
- (3) 住民向け記念品、啓発用品、ふるさと納税返礼品等への事業所製品の活用
- (4) 市町や関係団体が主催するイベントや、公共施設等への出展の呼びかけ

4 市町の取組内容

第11-1 市町の取組内容のとおり

第9 事業所の取組

工賃向上計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とし、現状分析を踏まえた取組方針と、具体的な方策、各年次の目標工賃を定めるものとします。

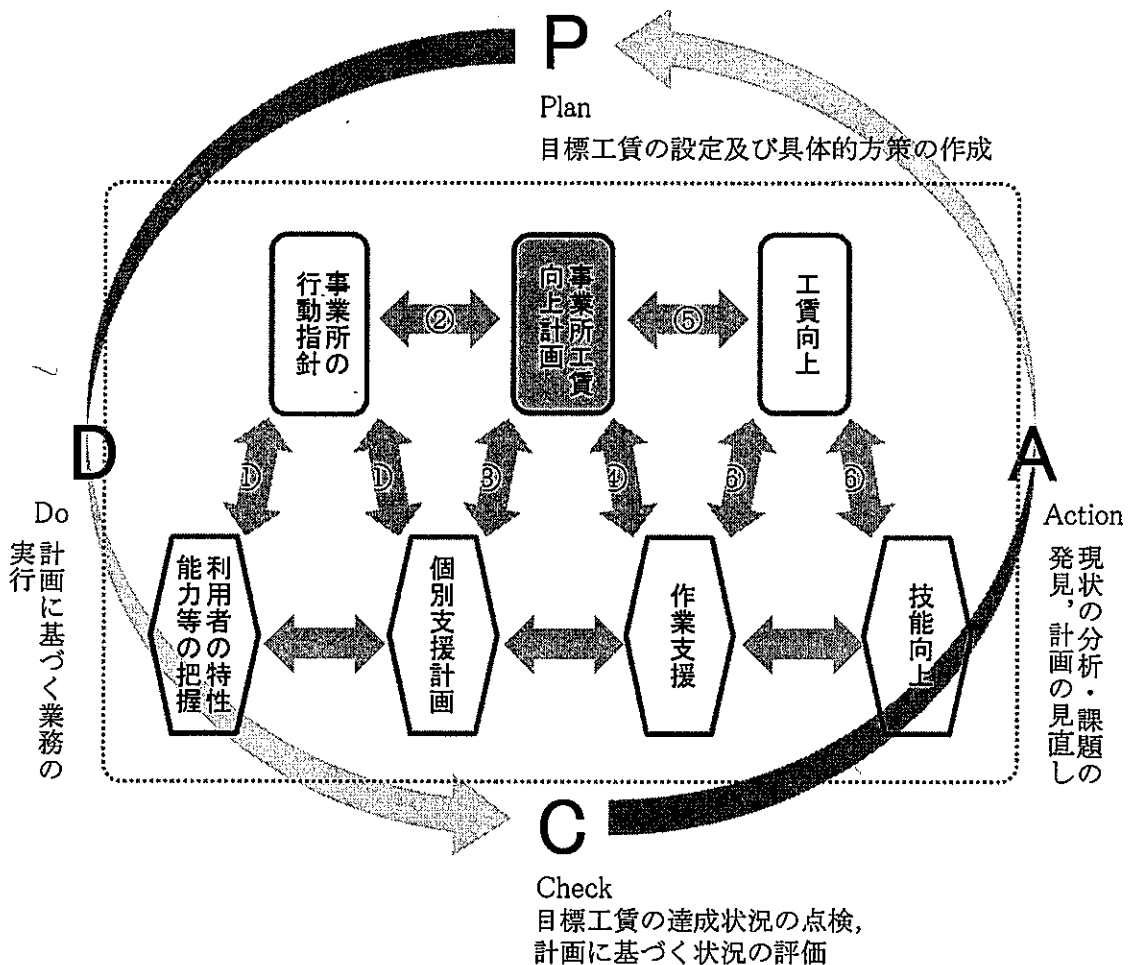
この計画を着実に進めるに当たっては、事業所の経営理念や運営方針と連動した計画となるよう、課題や目標を関係者が共有し、それぞれが自らの役割や責任を自覚し、管理者、職員、利用者及び家族が一体となって工賃アップに取り組むことが重要です。

1 PDCAサイクルの確立

実効性の高い計画として機能するよう、PDCAサイクルを意識し、取組の成果や環境の変化等に応じて、適宜内容を見直す必要があります。特に、C（Check…評価・分析）について、現状の成果を把握し、毎日の成果を確認、週/月ごとに比較することが必要であり、A（Action…見直し）について、C（Check…評価・分析）で明らかになった課題から「どうすれば利用者一人ひとりの工賃が向上するか」について、個別支援計画と連動させて具体的に検討する必要があります。

また、事業所開設当初は、PDCAサイクルを意識し、今日、今週、今月と評価・分析して見直しを行う体制を確立し、的確な現状把握と目標管理を行うことが必要です。

なお、毎月の目標との差異を把握し、その原因究明と素早い改善を行い、失敗のリスクを少なくする必要もあります。



番号	実現のための方法論
①	利用者の特性や能力及び個別支援計画をベースにした事業所の行動指針，経営理念の合意形成やトップの決断力，ブレない意思表示が必要である。
②	事業所の行動指針を定め，所内で意思共有を行うことにより，単に売上高，工賃額だけがクローズアップされるような工賃向上計画ではなく，工賃向上に向けた課題や取組の方向性等を定めるというプロセスを踏んだ工賃向上計画を策定する。
③	個々の利用者のニーズ，能力，やる気を尊重し，個別支援計画とリンクした工賃向上計画により，職員だけや出来る利用者だけが作業に従事するという事態の発生を防止する。
④	自らの事業所が選択・実施できる作業種目と量の把握や，それが利用者のニーズや特性に合っているかを相互に確認しながら工賃向上計画の達成に取り組む。
⑤	工賃向上計画における目標や取組方策を事業所全体で確認し，計画を実現するための意識共有，振り返り，見直しを行うPDCAサイクルを推進する。
⑥	作業を通じた利用者の成長と工賃向上が分断されたものにならないよう，支援に関わる職員の動機づけや研修等によるスキル習得に努める。

2 管理者のマネジメント力の向上

工賃向上は，利用者の支援とともに進めていくことが必要です。そのためには，管理者が，その先頭に立って舵をとらなければ前進できません。

利用者の思いを一番理解できる立場は現場であり，管理者は事業所全体を運営するマネジメント力の向上に努めるとともに，そのマネジメントにより，現場がしっかりと声を上げること，そしてそれを吸い上げられる，現場と管理者との信頼関係を構築する組織づくりが重要です。

3 利用者の意識向上

管理者等が，事業所の利用者に対して，どうすればその人の工賃が増加し，どうなれば事業所の工賃基礎単価が増加するのかについて，具体的な取組のプロセスを記載した工程表や個別支援計画を通して明確に伝えるなど，利用者のモチベーションを高める取組が必要です。

例えば，休まず出勤することに対する評価加算や個別支援計画を達成することによる評価加算などを設定するといった「利用者の頑張りを評価する仕組み」が必要です。

一方で，労働の付加価値に対する対価として，時間当たりの作業量の向上に対する評価加算やより価値の高い，難易度の高い作業能力や技能の向上に対する評価加算などを設定するといった「利用者の能力を評価する仕組み」も必要です。

特に，一般就労を目指している利用者には，労働の付加価値が高い賃金に繋がることを十分理解してもらう必要があります。

4 利用者への支援

利用者が安心して働くことができる障害特性を踏まえた職場環境の整備や就労訓練等の支援が必要です。

- (1) 高齢化する利用者への支援
- (2) 精神障害者，発達障害者，自閉傾向の強い利用者に対する支援
- (3) 利用日数の少ない利用者への相談支援専門員と連携した生活支援

5 製品力の強化

製品の購入促進のために，魅力ある製品を開発し，製品の良さをPRする必要があります。

- (1) 広島県産品や地元食材の使用

- (2) 多様なメディアを利用した製品のPR
- (3) 安全・安心な製品づくりのPR
- (4) 手づくり、ハンドメイドの良さのPR
- (5) 農林水産業における6次産業化による付加価値の高い製品の製造
- (6) 工賃単価の低い作業から高い作業へのシフト

6 販売力の強化

新たな販売方法の導入や企業、量販店等への販路拡大等による販売力の強化が必要です。

- (1) インターネット販売等、多様な販売網の構築
- (2) 積極的な企業、量販店等への販路拡大
- (3) 地元のスーパー、店舗等での売り場確保
- (4) 地域イベントへの積極的な出展

7 受注体制の充実

企業からの多様な製品、役務、労務等の発注に対応できるよう、受注体制を充実することが重要です。

- (1) 受注能力の精査及び作業工程の見直しによる受注体制の拡大
- (2) 共同受注窓口との連携による大量受注への対応
- (3) 施設外就労や在宅就労の活用

8 優良事例等の活用

工賃実績の高い事業所や工賃実績が伸びている事業所の事例を情報収集し、活用することが重要です。

広島県では、事例についてHP等に掲載するとともに、専門家による研修・派遣事業において報告会を開催する等、工賃向上に向けた課題解決のための事例共有を実施します。

<課題解決に向けたアドバイス例（令和2年度事業参考）>

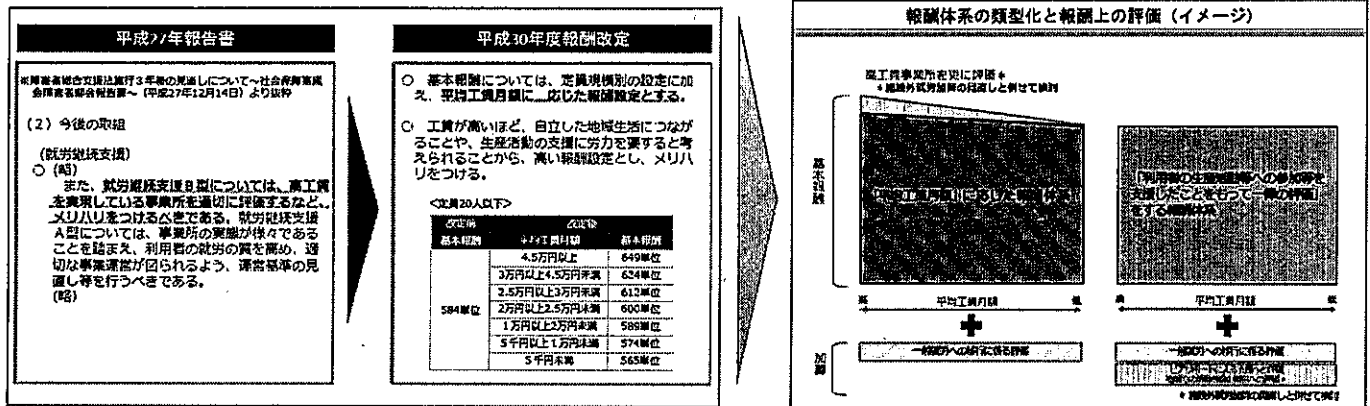
- ・商品特性に合わせた価格、パッケージ、資材等の変更
- ・生産性の向上を目的とした作業アセスメントシート及び作業マニュアルの作成
- ・販路拡大のためのネットワークの洗い出し、営業先リストの作成
- ・作業効率を上げるための治具の開発・導入

第10 報酬体系と工賃向上計画（指針）の整理

1 報酬体系

平成30年度における就労継続支援B型事業所における報酬については、平均工賃月額を体系整理し、メリハリをつけ、そのものを評価することでインセンティブを設けるという考え方のもと、国の指針と合致する方向性で進んできました。

令和3年度の報酬改定では、今までの平均工賃月額に応じた報酬体系とは別に、多様な就労支援ニーズへの対応等、利用者の生産活動等への参加等を支援したことをもって一律に評価する報酬体系の2類型に区分されています。



令和元年度の平均工賃月額の集計値では、有効回答数 275 事業所のうち、1万円未満が 78 事業所、1万円以上1万5千円未満が 78 事業所と半数以上を占めています。

例示 新報酬体系：1万円未満 [利用定員 20人以下] の比較

サービス費 (I), (II) 平均工賃月額		サービス費 (III), (IV) 多様化就労ニーズ	
(I)	566 単位	(III)	556 単位
(II)	516 単位	(IV)	506 単位

令和3年度の体制届では、サービス費 (III), (IV) を選択する事業所は少数であった。

多様な就労支援ニーズへの対応という方向性から、工賃水準の向上に対するズレが感じられるが、サービス費 (I), (II) を選択する事業所が多数を占めている現状から、工賃向上に対する取組に軸足を置いた事業運営が求められます。

2 工賃向上計画（国指針）

全体の取組の必要性について、次のように示しています。

「取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。」

また、事業所における取組について、次のように示しています。

「これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域におい

て自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

3 整理

これまで、報酬体系と工賃向上計画（指針）の考え方は合致するものでしたが、令和3年度の報酬改定による2類型の体系整理により、工賃向上計画（指針）とのズレが生じているように考えられますが、国の障害福祉サービス等報酬改定検討会においても、「今回の見直しは、就労系のサービスであるB型の役割あるいは目的などを変更するものではない。」と回答されています。

したがって、本筋である「障害者が地域で自立した生活を送ること」を目的に多様な就労支援ニーズへの対応を選択した事業所においても、工賃水準の向上を図っていく必要があります。

なお、県や市町、各事業所において、様々な取組を進め、着実に平均工賃月額は向上しているものの、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、平均工賃月額が減少に転じるなど、「障害者が地域で自立した生活を送る」には程遠い状況にあります。

引き続き、各取組を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症による就労支援継続支援B型事業所への工賃向上に資する財政支援等についても、他都道府県とともに機会を捉え、国へ要望を行っていくこととしています。

第11 関係資料
市町の取組内容

市町名	平成30年度～令和2年度までに実施			令和3年度～令和5年度までに実施予定		
	民間企業等に対する発注促進の取組	行政からの発注促進の取組	その他の取組	民間企業等に対する発注促進の取組	行政からの発注促進の取組	その他の取組
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者就労施設等における仕事の受注拡大や製品の販路開拓、新商品の開発等を図るための事業を委託により実施する。 ◆障害者就労施設等に積極的に業務発注を行う民間企業等を認定、顕彰する制度の創設を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆前年度の調達実績に基づき、本年度の調達目標を設定し、幹部会議等において、庁内に調達推進を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1回、年間を通じて市役所本庁舎内等で事業所の自主製品の販売を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間企業等に対する発注促進の取組 ◆障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や製品の販路開拓、新商品の開発等を図るための事業を委託により実施する。 ◆「障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度」により、障害者就労支援施設に積極的に業務発注を行う民間企業の認定等を行い、認定事業所の取組を市報で紹介することにより、広く周知する。 ◆障害者の法定雇用率を満たす必要のある市内企業約1,000社に対し、本市の障害者就労支援施設等の案内を送付する等に、事業所等への業務の発注の拡大や製品の販路開拓の斡旋を呼びかけるチラシを同封し、企業・団体に対する働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆前年度の調達実績に基づき、本年度の調達目標を設定し、幹部会議等において、庁内に調達推進を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1～2回、年間を通じて市役所本庁舎内等で事業所の自主製品の販売を実施する。 ◆市や関係団体が主催する各種イベントでの事業所の販売機会の拡充を図る。 ◆包括連携協定締結企業等との連携により、事業所の販売機会等の拡充を図る。
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ◆呉市内で障害者による生産活動等を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、そこで製造する商品の開発、改善を促進するため、専門家に由来指導等の支援を行うほか、販売網を持つ事業者との提携やインターネットでの共同販売システムの構築など販路の拡大を図るための事業を委託により実施する。 ◆民間企業等の障害者雇用の実態調査等を行い、障害特性に応じた働き方や障害者に対する理解促進を図り、一般就労の拡大とともに、障害者就労施設への物品や業務発注の促進など、関係機関と連携し取り組んでいく。 ◆障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載し、広報に取り組む。 ◆障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載し、広報に取り組む。 ◆民間企業と主に就労支援を行う事業所、及び関係機関を招待して交流会を実施。企業と関係機関の連携・協力体制を構築し、理解と発注促進を目指す。 ◆民間企業の経営者団体の定例会議に参加し、連携体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の事業所が受注可能な商品や役務の情報について、庁内での周知を図る。 ◆単独の受注が難しい業務について、複数の事業所が協力して受注できるよう、共同受注の体制の強化を図る。 ◆事業所への発注について、目標金額を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援協議会において、工賃向上のための情報交換や研修などを行う。 ◆障害福祉サービス事業所の製品を共同販売する場合には、公共施設のスペースを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生産活動を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、工賃向上につながる研修とアドバイザー派遣を実施。商品や提供サービスの質を向上させることで発注の促進を狙う。 ◆民間企業の経営者団体の定例会議に引き続き参加し、さらなる連携体制の強化を図る。 ◆経営者団体の定例会議において、障害者雇用及び障害福祉サービス事業所等への業務委託、発注につながる研修を実施。 ◆障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載するとともに、市が発行する広報紙や地元の情報誌に記事を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の事業所が受注可能な商品や役務の情報について、庁内での周知を図る。 ◆事業所への発注について、目標金額を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援協議会において、工賃向上のための情報交換や研修を行う。 ◆障害福祉サービス事業所の製品を共同販売する場合には、公共施設のスペースを提供する。
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙やSNSなどの媒体を活用して事業所の取組を紹介し、発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所が取り扱う物品及び役務の一覧を作成し、庁内ネットワークへ掲示して周知を図る。 ◆優先調達に係る庁内の提案をとりまとめ、障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループ（就労支援事業所で構成）に情報提供し、新たな発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループで定期的に会議を開催し、販路拡大、商品開発、イベント参加等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙やSNSなどの媒体を活用して事業所の取組を紹介し、発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所が取り扱う物品及び役務の一覧を作成し、庁内ネットワークへ掲示して周知を図る。 ◆優先調達に係る庁内の提案をとりまとめ、障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループ（就労支援事業所で構成）に情報提供し、新たな発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループで定期的に会議を開催し、販路拡大、商品開発、イベント参加等の充実を図る。
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ◆コーディネート委託事業による、企業での除草業務や軽作業の受託 ◆コーディネート委託事業による、商品開発にかかる技術的な指導・支援 ◆広報冊子等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内会議を開催し、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定め、官公需の促進を図る。 ◆広報冊子等の作成・配布 ◆市と事業所等のマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援協議会（就労支援専門部会）において、中小企業家同友会との連携についての協議や、他市町の取組等参考にするため、事業所等関係者を招いて意見交換の場を設けている。 ◆市の主催するイベントでの販売 ◆官公庁所有建物での販売ブース設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆コーディネート委託事業による、企業での除草業務や軽作業の受託 ◆コーディネート委託事業による、商品開発にかかる技術的な指導・支援 ◆広報冊子等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内会議を開催し、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定め、官公需の促進を図る。 ◆広報冊子等の作成・配布 ◆市と事業所等のマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援協議会（就労支援専門部会）において、中小企業家同友会との連携についての協議や、他市町の取組等を参考にするため、事業所等関係者を招いて意見交換の場を設ける ◆市の主催するイベントでの販売 ◆官公庁所有建物での販売ブース設置

	共同受注窓口の設置検討	市内販売の拡充	市の関連施設、イベント等において商品の企画開発	共同受注窓口の設置検討	市内販売の拡充	市の関連施設、イベント等において商品の企画開発
	コーディネート委託事業による、企業等のマッチング		コーディネート委託事業の活用	コーディネート委託事業による、企業等のマッチング	コーディネート委託事業による、商品開発にかかる技術的な指導・支援	コーディネート委託事業の活用
尾道市	◆市内事業所からの調達可能な物品、役務の一覧を作成し、市HPにおいてPRを行う。(一覧は現在作成中)	◆市内掲示板において、優先調達に関する周知を行い調達の促進を促す。 ◆財務課用度担当に優先調達事業所を紹介し可能な限りの物品調度を依頼している。	◆庁舎内ロビーにおいて、昼休憩時間帯を食品(弁当、パン、クッキー、野菜等)、物品(麻油石鹸、アクセサリ)の販売スペースとして提供している。	◆市内事業所からの調達可能な物品、役務の一覧を作成し、市HPにおいてPRを行う。	◆市内掲示板において、優先調達に関する周知を行い調達の促進を促す。 ◆用度担当へ優先調達事業所を紹介し可能な限りの物品調度を依頼する。	◆庁舎内において、昼食時の弁当等の販売スペースを提供する。 ◆民間事業者からの業務依頼において、事業所の紹介を行う。
福山市	民間企業等からの問い合わせに対し、共同受注窓口を活用することで、受注機会の拡大を図った。	各課に障がい者就労施設等から提供できる物品及び役務の情報を提供し、発注の促進を図った。 関係課において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る協議を行い、取組の周知を図った。	市役所庁舎内での販売や「ふれあい喫茶」の運営など、活躍の場を提供した。	民間企業等からの問い合わせに対し、共同受注窓口を活用することで、受注機会の拡大を図る。	各課に障がい者就労施設等から提供できる物品及び役務の情報を提供し、発注の促進を図る。 関係課において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る協議を行い、取組の周知を図る。	市役所庁舎内での物品の販売や店舗営業などの場所を提供する。
府中市	◆市HPに市内の障害者就労支援事業者の販売製品、受注業務を掲載する。 ◆障害者就労支援事業者等の代表者で構成された自立支援協議会就労支援部会で、一般企業から求められる障害者就労についての協議、研修を行う。	◆障害者就労支援事業者への業務発注について、年度当初及び次年度予算作成時に市内部へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	◆自立支援協議会就労支援部会で、それぞれの障害者就労支援事業者間が協力した製品づくりを検討する。 ◆市庁舎内、定期的に障害者就労支援施設製品(パン)の販売スペースを提供する。	◆市HPに市内の障害者就労支援事業者の販売製品、受注業務を掲載する。 ◆障害者就労支援事業者等の代表者で構成された自立支援協議会就労支援部会で、一般企業から求められる障害者就労についての協議、研修を行う。	◆障害者就労支援事業者への業務発注について、年度当初及び次年度予算作成時に市内部へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	◆自立支援協議会就労支援部会で、それぞれの障害者就労支援事業者間が協力した製品づくりや製品のPR法を検討する。
三次市	◆障害者支援協議会ネットワーク連絡協議会就労支援部会を定期的に開催し、共同受注窓口の設置等を協議するとともに、事業所間の情報交換を行っている。	◆市役所各部署からの調達予定を調査し、三次市障害者優先調達方針策定会議において、調達目標を設定する。	◆庁舎の新築を機に、スペースを活用し毎週水曜日に障害者就労支援事業所による、パン、弁当、スイーツの販売を実施。(実施主体：障害者支援協議会ネットワーク連絡協議会就労支援部会) ◆市役所内の売場で、障害者就労支援事業所製品の販売(クッキー、野草茶)	◆障害者支援ネットワーク連絡協議会就労支援部会を定期的に開催し、各事業所間の情報共有を図るとともに、就労支援部会として市内商工団体のイベントへ参加し、市民や商工関係団体へ各事業所の周知を図っていく。	市役所各部署からの調達予定を調査し、三次市障害者優先調達方針策定会議において、調達目標を設定する。	市役所庁舎のスペースを活用し、毎週水曜日に障害者就労支援事業所によるパン、弁当、スイーツなどの販売を引き続き行う。(実施主体：障害者支援ネットワーク連絡協議会就労支援部会)
広島市		◆事業所への発注について、庁内への周知文書を発出し、発注促進を促す。	◆庁舎等を活用した事業所製品の販売スペースの提供。 ◆庁舎ホールでのパン、菓子、惣菜等の定期販売を認めている。 ◆市のイベントでの販売依頼。	◆市広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	◆事業所への発注について、庁内へ周知し、発注促進を促す。 ◆市のイベントでの販売依頼。 ◆作業所からの依頼で、売り上げの一部が作業所工賃へ充てられる、そうめんやうどん等商品の購入について、市職員へあつせん、取りまとめをする。	
大竹市	◆民間企業等からの発注促進のため、市内及び近隣市町の事業所等と商工会協同が情報交換できる仕組みづくりの支援をする。	◆市内や近隣市町の事業所等に関して、発注可能な物品、役務の情報を収集し、庁内で周知し、発注促進を図る。また、特定随意契約制度の活用にも努める。	◆庁舎内で昼休憩時にパン、クッキー、ジャム等の食品及び雑貨類の販売を許可している。	管内の就労継続支援事業所B型と連携し、取り組み等について協議する。	◆市内や近隣市町の事業所等に関して、発注可能な物品、役務の情報を収集し、庁内で周知し、発注促進を図る。また、特定随意契約制度の活用にも努める。	◆庁舎内で昼休憩時にパン、クッキー、ジャム等の食品及び雑貨類の販売を許可している。
東広島市	◆子育て・障害総合支援センター(はあとふる)に配属されている就労支援コーディネーターが企業訪問を行う時に、障害者優先調達推進法に関して情報提供を行うように努める。	◆平成25年度から障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年定めて、契約事務説明会で障害者就労施設等からの物品等を調達するように周知しており、今後も継続して取り組む。	◆平成25年1月から市役所1階に専用店舗(あおぞらカフェ)を設置し、4法人が共同で運営している。	子育て・障害総合支援センター(はあとふる)に配属されている就労支援コーディネーターが企業訪問を行う時に、障害者優先調達推進法に関して情報提供を行うように努める。	平成25年度から障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年定めて、契約事務説明会で障害者就労施設等からの物品を調達するように周知しており、今後も継続して取り組む。	平成25年1月から市役所1階に専用店舗(あおぞらカフェ)を設置し、4法人が共同で運営している。 農福連携推進員を配直し、農業者と就労支援継続事業者とのマッチングを行うとともに、農業者が就労支援継続事業者と農業に関する業務の提供契約を行った場合に支払った経費に対して助成し、農福連携の推進を図る。
廿日市市	◆商工会協同を通じたチラシの封入作業等を、「はつかいち福祉わっと」の福祉就労ワーキングで受注できるように働きかける。	◆各課に市内障害者福祉事業所の商品紹介を行い、物品購入や役務の委託について依頼する。	◆「はつかいち福祉わっと」のホームページに取扱品の掲載を実施。 ◆市役所ロビーでの販売(ジャム、パン)。	◆商工会協同、商工会へカダログを持参し、情報共有、理解促進を図る	◆事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 ◆市内販売の継続	◆はつかいち福祉わっと福祉就労ワーキングで情報共有、受注調整、販路拡大へ取り組む ◆「はつかいち福祉わっと」のホームページに取扱品の掲載を実施。

			◆市役所内のロビーでの事業所の紹介と商品の展示等を実施。			◆庁舎ロビーでの販売 ◆庁舎ロビーでの事業所の紹介と商品の展示等を実施。 ◆庁舎内で営業しているコンビニエンスストアや宮島口ターミナルにおいて、市内障がい者福祉事業所の商品を販売。
安芸高田市		調達方針の作成 事業所への発注について庁舎内へ情報発信	定期的な庁舎内販売 市主催イベントでの販売 共同受注窓口の利用		事業所への発注について庁舎内へ情報発信する 調達方針の策定	庁舎内販売を道の駅で開催する
江田島市	地域自立支援協議会を通じ、事業所で発注可能な作業について、商工会等へ案内し、発注を促進する。	幹部会議等で優先調達等の周知を図り、又、庁内へ周知文書等を発出し、官公需の促進を図る。	事業所の周知を一般に向けて回り、発注を促進するため、事業所のイベント等への積極的な参加を引き続き依頼する。	地域自立支援協議会を通じ、事業所で発注可能な作業について、商工会等へ案内し、発注を促進する。 広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	幹部会議等で優先調達等の周知を図り、又、庁内へ周知文書等を発出し、官公需の促進を図る。 イベント等の事業における商品提供を依頼するなど、発注の促進を図る。	事業所の周知を一般に向けて回り、発注を促進するため、事業所のイベント等への積極的な参加を引き続き依頼する。 市職員等に対し名刺購入などを依頼する。
府中町	◆広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	◆予算編成方針の留意事項として全庁に示し、予算編成方針説明会で周知を図る。 ◆各課に周知文書を出し、障害者就労施設等への物品及び役務の発注促進を図る。	◆各事業所と協議し、工賃向上の具体的な方策を検討する。 ◆経営力等の強化を図るため、町職員を法人に派遣（出向）する。 ◆庁舎内に障害者施設製品紹介スペースを設けることを検討する。	広報紙等を用いて事業所紹介記事を掲載し、発注の促進を図る。	予算編成方針の留意事項として全庁に示し、予算編成方針説明会で周知を図る。	各事業所と協議し、工賃向上の具体的な方策を検討する。 庁舎内に事業所製品の販売スペースを設けることを検討する。
海田町		◆町内でのイベントへの出店。		町広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの調達方針を策定し、優先的に物品等を調達するよう努める。	職員に対して、事業所製品の案内や販売の促進を図る。
熊野町	◆町内等関係事業所からの発注を促進するよう支援する。	◆障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の活用について、庁内へ周知文書を出し官公需の促進を図る。	◆庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。 ◆町主催のイベント等への積極的な参加呼びかけをする。	◆地域の企業や商工会館、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を出しする。	◆事業所への発注について、庁内へ周知文書を出し、官公需の促進を図る。	◆庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。 ◆町主催のイベント等への積極的な参加呼びかけをする。
坂町	◆町広報紙、ホームページへ事業所への発注を促進する記事を掲載する。	◆庁内メールや文書により、調達方針に基づく発注、契約の促進を図る。	◆職員に対してのケーキ等授産製品の注文依頼。 庁舎等を活用した事業所製品販売スペースの提供			庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供 町広報紙を活用した住民への周知
安芸太田町	◆地域自立支援協議会を活用し、商工会等を通して事業所への発注などの周知を行う。	◆障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の活用と共に関係事業所への発注促進を行う。	◆町が主催する各種イベントへの積極的な出店参加の呼びかけを行う。	町が発行する広報紙に、事業所への発注を促進する記事の掲載を行う。	事業所への発注について、庁内へ周知文書を出し、官公需の促進を図る。	
北広島町	◆地域自立支援協議会等を活用した企業等への発注促進に関する協力依頼。	◆管理職等の会議において、庁内へ周知等実施する。	◆町内事業所の受注可能な業務が少ないため、製品開発等についての強化が必要。	◆市町の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	◆事業所への発注について、管理職会議等、庁内へ周知を実施し、官公需の促進を図る。	◆庁舎等を活用した事業所製品販売スペースの提供。
大崎上島町	◆町広報等での事業紹介、町主催イベントへの参加促進。	◆優先調達方針に基づき各部署に取り組みを求める。	◆庁舎内での定期販売スペース提供。	◆町広報等での事業紹介、町主催イベントへの参加促進。	◆優先調達方針に基づき各部署に取り組みを求める。	◆庁舎内での定期販売スペース提供。
世羅町	◆自立支援協議会において優先調達について説明。 ◆商工会に事業所を紹介し、管内の商店等に事業所製造品の納品、販売依頼。	◆広報の封入れ作業等の受注。 ◆町管理の庁舎、公園、施設等の清掃業務の発注。 ◆庁舎内でのパンの販売、公立保育所からのパンの発注。 ◆課長会議において優先調達推進について説明し、事業所への発注促進を図る。	計画等の印刷業務を事業所へ依頼	町の広報紙やホームページ等を利用して事業所への発注を促進する記事を掲載する。 地域の企業や商工会、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼 企業と事業所が連携できる体制づくりの促進 市町や関係団体が主催するイベントや公共施設等への出展への呼びかけ	町の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。 事業所への発注について、庁内へ周知文書を出し課長会議等で周知し需要等の促進を図る。	町広報に事業所の販売製品の紹介と発注を促進する記事を掲載する。 民間企業に事業所の製品を紹介し、定期購入をお願いする。 庁舎内での物品の販売促進。 軽作業の受託

		<ul style="list-style-type: none"> ◆町主催のイベント等への積極的参加の呼び掛け。 ◆ふるさと納税への記念品の出品依頼。 				<p>課長会議において優先調達推進について説明、事業所への発注促進と情報提供</p>
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元商工会議所に事業所を紹介し、管内の商店に事業所製品の納品、販売を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁舎内での物品販売、注文書回収の許可を行っている。 ◆送迎車両、製造機器等購入時の一部助成を行っている。 ◆役務（施設等の清掃業務等）契約の推進を行う。 ◆幹部会議において、官公需への取り組みの周知徹底を行う。 	◆町内イベント等への積極的な参加呼びかけを行う。	町広報に事業所の販売製品の紹介と発注を促進する記事を掲載する。	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内での販売の促進。 工賃向上につながるための、使用機器購入への一部助成。 保育所や学童保育でのおやつとしての物品の購入。 	物品販売できるイベント等の事業所への紹介。

市町名	平成30年度～令和2年度までの実施に係る課題			平成30年度～令和2年度までの実施に係る成果			今後、市町行政から県に期待する取組みや共通して取組める提案事項
	民間企業等に対する発注促進の取組	行政からの発注促進の取組	その他の取組	民間企業等に対する発注促進の取組	行政からの発注促進の取組	その他の取組	
広島市							
呉市	<p>◆障害者に対する理解不足から、民間企業側に、障害者支援施設に発注や業務委託することについて、現実よりも高いハードルであると感じているように思われる。</p> <p>◆コロナの影響によるイベント中止や消費の冷え込み。</p>	<p>◆職員の、優先調達推進法に対する認識不足。</p>	<p>◆工賃向上の取り組みに対して、障害福祉サービス事業所の職員に抵抗感がある。(負担増になるのではないかと、居場所としての機能が失われるのではないかと、など)</p>	<p>◆生産活動を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、専門家による助言等の支援を行った結果、商品開発力・営業力が高まり、新規顧客獲得等につながった。</p> <p>◆民間企業等の障害者雇用の実態調査等を行い、その結果を分析することにより、企業と事業所、関係機関との交流会の開催など、新たな事業につなげることができた。</p> <p>◆民間企業の経営者団体の定例会議に参加し、連携体制を構築したことで、定例会議において、障害者雇用及び障害福祉サービス事業所等への業務委託、発注につながる研修を実施することにつながった。</p>		<p>◆自立支援協議会において、工賃向上のための情報交換や研修などを行うことで、生産活動を行う事業所職員のスキルアップと意識向上につながった。</p> <p>◆障害福祉サービス事業所の製品を共同販売する場合に、公共施設のスペース提供を継続実施したことで、販路拡大と一般消費者への理解促進につながった。</p>	<p>◆広島県就労支援センターが関与する就労継続支援B型事業所を対象とした「工賃向上研修」と「アドバイザー派遣事業」に、令和元年度から連携し、市内事業所への参加呼びかけと独自のフォローアップ事業を行っている。この事業については今後も連携して実施を続けたい。</p>
竹原市	<p>SXSでは主にイベントに関する紹介が多く、具体的な作業内容の紹介がなかった</p>	<p>事業所によって行政からの受注金額に差が生じた</p>	<p>就労支援WGに係るイベントでの取組は社会情勢に左右されやすく、売上等が安定しなかった</p>		<p>年間で約900万円分の受注を行っている</p>	<p>行政がかかわるイベントでの売り上げが年間50万円～200万円</p>	<p>～コロナに負けるな！広げよう、障害福祉事業所を応援する輪～「応援の輪を広げよう市町キャンペーン」が就労支援WG内でとても好評だったので今年度も同様の取組を開始する</p>
三原市	<p>利用者の高齢化等により、受託できる業務に制限がある</p> <p>利用者によって作業効率に差があり、一定以上の品質確保と品質向上が難しい</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、民間企業からの発注が減少している業務がある</p>	<p>市の予算削減により、官公需の促進が難しい</p> <p>利用者の高齢化等により、受託できる業務に制限がある</p> <p>利用者によって作業効率に差があり、一定以上の品質確保と品質向上が難しい</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止により、イベント等が中止、縮小となり販売する場が減っている</p>	<p>コーディネート委託事業により、企業との新規連携を行った</p> <p>コーディネート委託事業により、商品開発にかかる技術的な指導・支援を行った</p> <p>コーディネート委託事業による、企業等のマッチングを行った</p>	<p>庁内に官公需の促進についての周知を行い、新たに官公需の発注を行う業務があった</p> <p>製品カタログを作成し、庁内に周知した</p> <p>庁舎内で弁当販売するブースを設置した</p>	<p>障害者週間のイベントで事業所による自主製品を中心に販売する機会を設けた</p> <p>道の駅での販売ブース設置</p>	<p>他市町の工賃向上に係る具体的な取組み事例等の情報提供</p> <p>工賃向上のためのコーディネート配置に対する補助金交付</p>

		新型コロナウイルスの影響により市のイベントが中止、縮小になり、発注できない業務がある					
尾道市	事業所において新規事業の開拓がなされていない。	行政内でのさらなる周知が必要。		情報提供のみであり成果の集約はしていない。	物品等の調達実績 H30年度18,170千円、H31年度18,734千円	4事業所による物品販売の実施	
福山市			コロナ禍によりイベント等が開催できないことによる、販売機会の縮小	少しずつではあるが、取引企業等が増加している。	建物内清掃など通年で作業できる業務が受注できている。	市民における障がいや障がい福祉サービス事業所の活動内容の理解が広まっている。	ICT技術を活用した、県内の事業所が参画する、通販サイトの新設
府中市	民間企業等からの発注実績の把握ができていない。	福祉関係の部署では徐々に浸透しているが、その他の部署ではまだ活用できていない		民間企業等からの発注実績の把握ができていない。	チラシ、名刺、封筒、各種計画書等の印刷業務やマスク作成の発注を行った。	成人式で配布する製品の検討を行っていたが、採用には至らなかった。	アドバイザー派遣事業
三次市	就労支援部会を定期的に開催し、市内障害者就労支援事業所間の情報共有が図られたが、共同受注窓口の設置にまでは至っていない。	発注内容が固定化しており、新たな発注に向けた取組を進めていく必要がある。	市役所内での取組なので、今後、どのように拡大させていくか。 市役所内での販売のため、取扱い品が少量となり、大きな収益に繋がっていない。	就労支援部会の取組として、市内商工関係団体のイベントへ参加し、障害者就労支援事業所の周知を市民や商工関係者へ図ることが出来た。	毎年度、障害者優先調達方針を策定し、障害者就労支援事業所への発注を行った。	毎週水曜日の販売が定着し、安定的な収益に繋がるとともに、市役所内において障害者就労支援事業所の周知を図ることが出来た。 障害者就労支援施設の販路のひとつとして定着するとともに、市役所内において障害者就労支援事業所の周知を図ることが出来た。	
庄原市	◆市広報紙等を通じた民間企業等への発注促進に係る啓発活動への対応が必要である。	◆庁内の発注部署の回りも見られ、庁内全部署への発注促進に係るより一府の啓発活動への対応が必要である。			障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品や業務について調達目標は達成している。	継続した取組としていくことで、事業所内取組の周知や販売促進が図れている。 継続した取組としていくことで、事業所内取組の周知や販売促進が図れている。 継続した取組としていくことで、事業所内取組の周知や販売促進が図れている。	
大竹市	県単位での実施が有効だと思われる。				事業所からの営業により発注したものがありません。		県単位での仕組み作り
東広島市			農福連携において貸金向上を目指す場合、農業経営の高収入化、安定化が必要である。また、農業者の事業としての経営についての意識改革と、農作業の工程整理などの準備作業が必要となる。	企業訪問により、一定の周知が図られた。	毎年、印刷物等の物品の購入を行っている。	平成25年1月から市役所1階に専用店舗（あおぞらカフェ）を設置し、4法人が共同で運営している。 令和2年度から、農業者が就労支援継続事業者と農業に関する労務の提供契約を行った場合に支払った経代に対して助成しており、計9法人が活用した。	
廿日市市		観光施設（1か所）が直営から指定管理になったことで、行政からの発注が減少した（指定管理者からの発注は継続）	コロナ感染拡大により一時市内販売を中止した。	商工会議所のチラシ封入作業の受注	消耗品、クリーニング、印刷等一定の発注を行った。	市役所ロビーでの販売の定着と継続 市役所ロビーでの展示の継続	成功事例の共有 広報活動等での全県的な工具向上の取組の周知と機運の醸成

						庁内コンビニエンスストアに加え、宮島口旅客ターミナルでの常設販売開始	
安芸高田市		コロナウイルス感染症の対策を講じながら発注を行うこと	コロナウイルス感染症の対策を講じながら発注を行うこと		情報発信による周知により、発注する機会が増えた		
江田島市	発注可能な作業と民間企業が必要とする作業が一致しない。 作業員の高齢化に伴い、作業能力の低下がみられる。	発注可能な作業と行政が必要とする作業が一致しない。	目に見える効果はない。	継続して事業所へ業務を発注してもらっている。	継続して事業所へ業務を発注してもらっている。		本市においては高齢化が進んでいるため、就労経験もなく福祉サービスも利用したこともない、いわゆる引きこもり状態の人が、B型の利用を希望される事例が増加する可能性があるため、通所者の確保も含め、B型の利用基盤を緩和してほし
府中町				広報誌に事業所の紹介記事を掲載し、発注の促進を図った。	各課に周知を行ったことで、草刈等役務の発注が増加した。	地元企業内での販売スペース設置のため、事業所との協議の場を調整した。 町職員を法人に派遣し、経営力の強化を図った。 庁舎内の販売場所を増加した。	販売促進のイベントを定期的に開催することで、企業や地域の人むけて事業所の周知や啓発となること。
海田町		令和2年度、コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、町主催の福祉保健まつりの開催を中止したため、多数の来場者が参加する場への出店機会がなくなった。			福祉保健まつりに出店を依頼したことで、多数の来場者に対して手芸品や軽食の購入を促進することができた。		
熊野町							
坂町							
安芸太田町	定期的に周知が行っていない。	庁内すべてに周知が行き届いてない。また、課ごとで事業所への発注をかけているので、担当課で把握しきれていない。					
北広島町	個別の事業所と取り組み等について協議する機会を持てなかったため、商工会等への働きかけが必要	各事業所への継続的な発注にはつながっていない					
大崎上島町	町広報等での効果的な対応が出来なかった。コロナ禍において町主催イベントの中止が相次ぎ参加促進が難しかった。	優先調達方針に基づき各部署に取り組みをお願いしているが、限定的となっているところがある。	庁舎内での定期販売スペースを提供しているが、職員の福利厚生的なものであり、利用者は限定的である。		優先調達方針に基づき各部署が取り組みに対して考慮するようになった。	庁舎内での定期販売について、少しではあるが、定着している。	
世羅町	周知不足により十分な理解促進ができていない。 発注できる業務と発注したい業務のマッチングが困難	同一業務の依頼となり、発注業務の拡大ができていない。 発注できる業務と発注したい業務のマッチングが困難	発注業務拡大	庁舎内で連携を取りながら委託等可能な業務の検討を行った。	庁舎内で連携を取りながら委託等可能な業務の検討を行った。	庁舎内の販売を定期的に行うことで、住民等への周知につながった。 自動販売機の設置促進につながった。	他市町で実施されている業務内容等の一覧を市町に配付していただきたい。

神石高原町				<p>商店での事業所製品の販売を行ってもらうように依頼を行っている。</p>	<p>月に1~2回程度のペースで庁舎内での定期的な物品販売や注文販売の継続が出来ている。</p> <p>機器等購入時の一部助成を行っている。</p> <p>官公需への取り組みについて周知依頼を行っている。</p>	<p>事業所製品の販売機会や利用者と各の交流の機会につながるよう、事業所へイベント参加が掛けを行っている。</p>	

令和2年度平均工賃の状況

～「事業所工賃向上計画令和2年度時点修正分」より(回答数309事業所/対象数329事業所)～

【事業所工賃向上計画の提出】

広島県工賃向上に向けた取組(第3期)(平成30年8月策定)に基づき、就労継続支援B型事業所は、平成30年度に、平成30年度から平成32年度までの3年間の事業所工賃向上計画を作成し、その後、前年度実績の追加等の時点修正を作成し、県に提出している。

【工賃実績の公表】

各事業所の工賃実績は、厚生労働省が全国の実績を掲載後、県ホームページに掲載する。
なお、令和2年度の全国平均は国が調査中であり、令和元年度と同額としている。

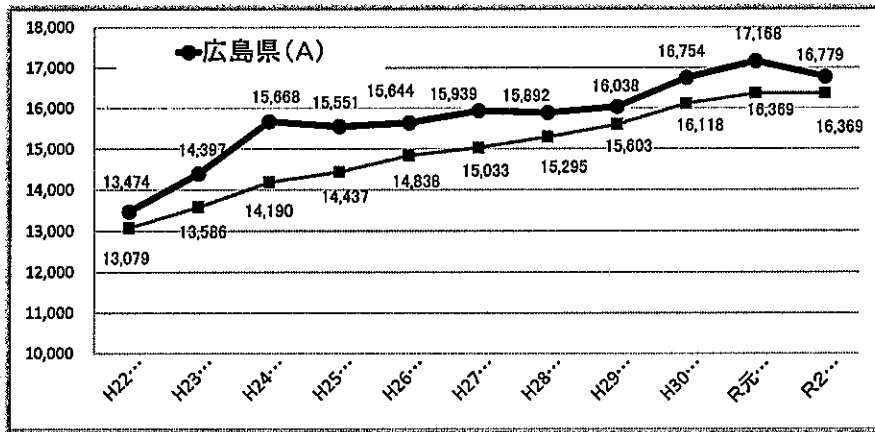
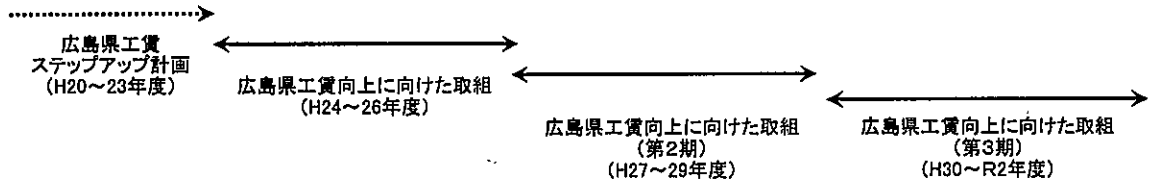
1 平均工賃(月額)の推移〔平成22年度～令和元年度〕

○全国平均との比較

・平成18年度以降、広島県の平均工賃(月額)は、常に全国平均を上回っている。

(単位:円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
広島県(A)	13,474	14,397	15,668	15,551	15,644	15,939	15,892	16,038	16,754	17,168	16,779
全国平均(B)	13,079	13,586	14,190	14,437	14,838	15,033	15,295	15,603	16,118	16,369	16,369
A-B	395	811	1,478	1,114	806	906	597	435	636	799	410



《全国順位 令和元年度》
 1位 徳島県 22,147円
 2位 福井県 22,043円
 3位 島根県 20,120円
 ……
 19位 広島県 17,168円
 ……

○県目標工賃との比較

区分		H30年度	R元年度	R2年度
月額	目標工賃(A)	16,500円	17,000円	17,500円
	実績(B)	16,754円	17,168円	16,779円
	B-A	254円	168円	▲721円
時間額	目標工賃(C)	220円	230円	240円
	実績(D)	231円	242円	245円
	D-C	11円	12円	5円

《県目標工賃の算出方法》

○平均工賃(月額)の設定

平成24年度から令和元年度(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前年)では、年平均1.4%の伸び率であることから、令和3年度以降の目標工賃は、引き続き年1.4%以上の増加を目指し、各事業所が提出した平均目標工賃等を踏まえて設定。

○平均工賃(時間額)の設定

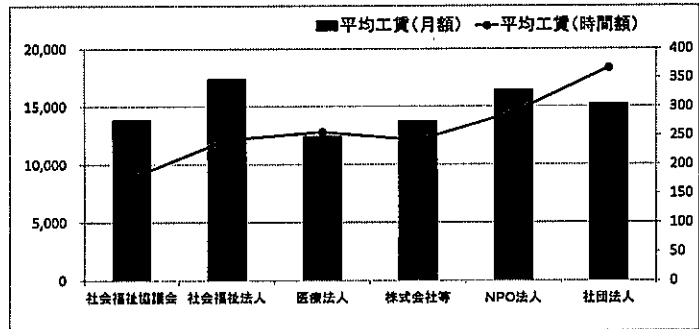
平成24年度から令和元年度では、年平均3.9%の伸び率であることから、月額目標工賃設定と同様、令和3年度以降の目標工賃は、引き続き年3.9%以上の増加を目指して設定。

2 法人別平均工賃

- ・月額では、社会福祉法人が最も高く17,361円、次いでNPO法人16,393円となっている。
- ・時間額では、社団法人が最も高く367円、次いでNPO法人290円となっている。

(単位:か所,円)

法人種別	事業所数	工賃実績ありの所	平均工賃(月額)	平均工賃(時間額)
社会福祉協議会	4	4	13,847	178
社会福祉法人	146	143	17,361	243
医療法人	11	10	12,439	256
株式会社等	76	69	13,740	242
NPO法人	69	64	16,393	290
社団法人	23	19	15,211	367
計	329	309	-	-



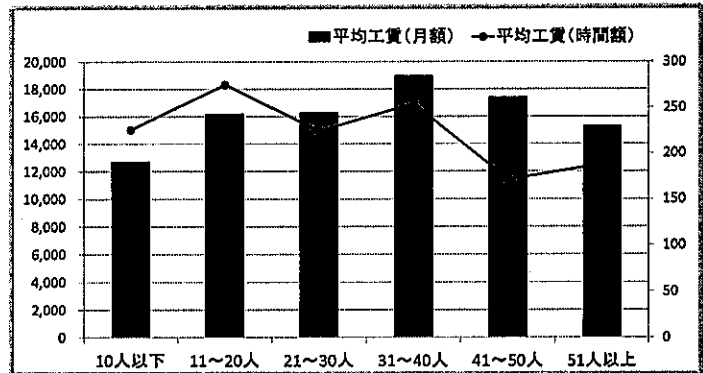
3 利用定員別平均工賃

- ・月額では、31~40人規模の事業所が最も高く18,971円、次いで41~50人規模の事業所が17,402円となっている。
- ・時間額では、11~20人規模の事業所が最も高く275円、次いで31~40人規模の事業所が254円となっている。

(単位:か所,円)

利用定員	事業所数	工賃実績ありの所	平均工賃(月額)	平均工賃(時間額)
10人以下	-	35	12,704	226
11~20人	-	210	16,195	275
21~30人	-	31	16,287	224
31~40人	-	22	18,971	254
41~50人	-	6	17,402	171
51人以上	-	5	15,301	188
計	329	309	-	-

※未提出事業所の定員は不明

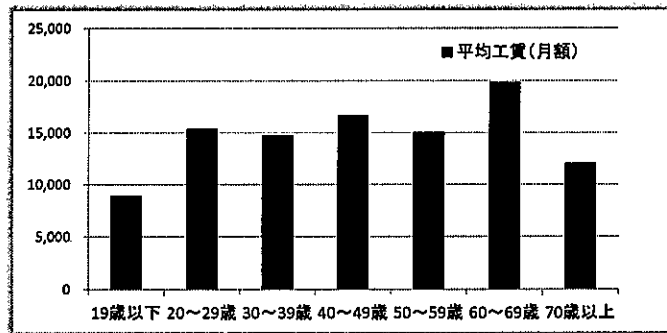


4 利用者平均年齢別平均工賃

- ・60~69歳の利用者が最も高く19,814円、次いで40~49歳の利用者が16,704円となっている。

(単位:円)

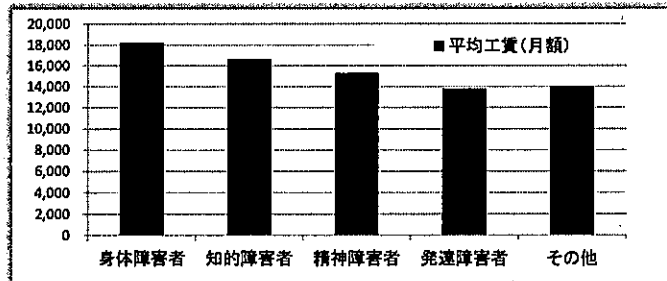
平均年齢	平均工賃(月額)
19歳以下	8,889
20~29歳	15,365
30~39歳	14,751
40~49歳	16,704
50~59歳	15,038
60~69歳	19,814
70歳以上	12,032



- ・身体障害者が最も高く18,181円、次いで知的障害者が16,600円となっている。

(単位:円)

障害別	平均工賃(月額)
身体障害者	18,181
知的障害者	16,600
精神障害者	15,243
発達障害者	13,758
その他	13,950
不明	7,877

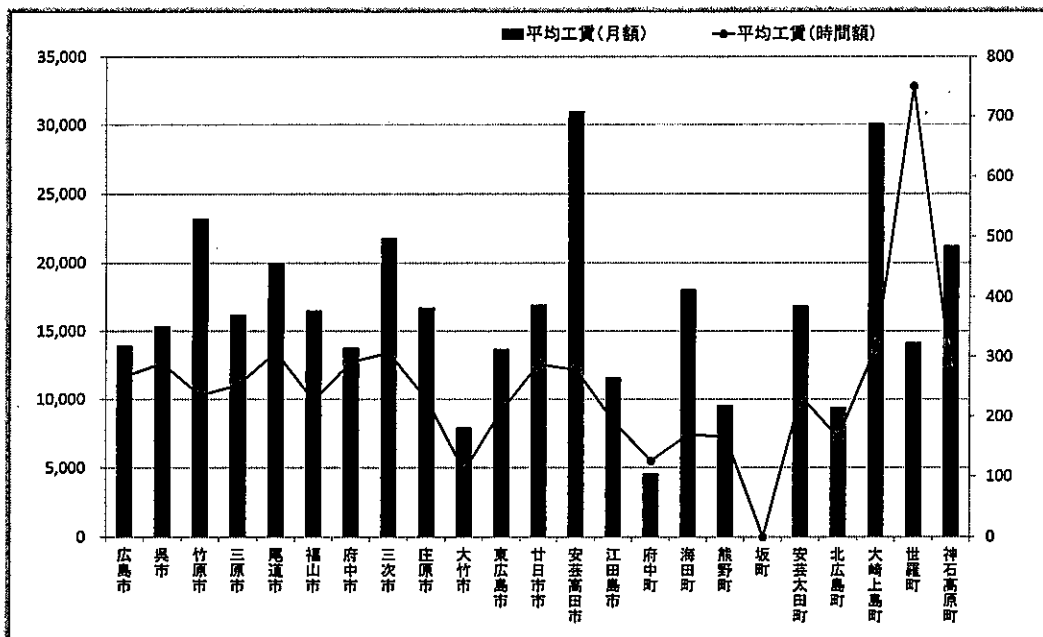


5 所在市町別平均工賃

- ・月額では、安芸高田市が最も高く30,987円、次いで大崎上島町30,110円となっている。
- ・時間額では、世羅町が最も高く750円、次いで大崎上島町が317円となっている。

(単位:か所,円)

所在市町	事業所数	工賃実績ありの数							平均工賃 (月額)	平均工賃 (時間額)
		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等			
広島市	116	106	0	27	3	40	27	9	13,911	268
呉市	28	26	0	10	0	6	7	3	15,325	289
竹原市	5	5	0	3	1	0	1	0	23,161	235
三原市	17	16	0	11	2	3	0	0	16,185	253
尾道市	25	24	0	13	1	3	4	3	20,003	308
福山市	53	51	0	26	1	6	17	1	16,498	226
府中市	10	10	0	6	0	2	2	0	13,772	291
三次市	7	7	0	6	1	0	0	0	21,802	307
庄原市	6	6	0	6	0	0	0	0	16,695	229
大竹市	2	2	1	1	0	0	0	0	7,917	109
東広島市	16	15	1	8	0	4	2	0	13,680	209
廿日市市	12	11	0	4	0	3	3	1	16,916	288
安芸高田市	10	9	0	9	0	0	0	0	30,987	279
江田島市	4	4	1	2	0	1	0	0	11,572	192
府中町	2	2	0	1	0	0	1	0	4,573	126
海田町	3	3	0	2	0	1	0	0	18,023	169
熊野町	3	2	0	0	1	0	0	1	9,536	166
坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸太田町	3	3	1	1	0	0	0	1	16,845	235
北広島町	3	3	0	3	0	0	0	0	9,400	165
大崎上島町	2	2	0	2	0	0	0	0	30,110	317
世羅町	1	1	0	1	0	0	0	0	14,147	750
神石高原町	1	1	0	1	0	0	0	0	21,213	276
計	329	309	4	143	10	69	64	19	-	-

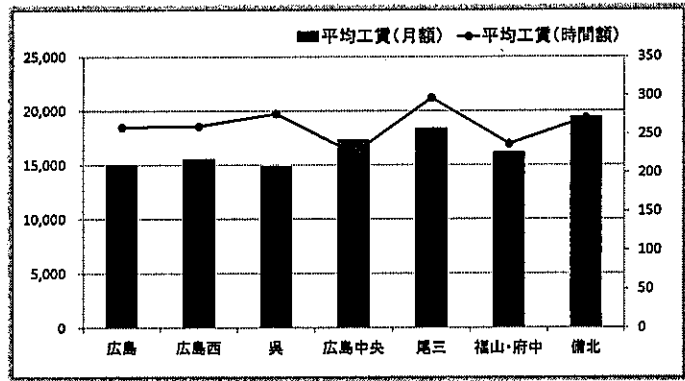


6 障害保健福祉圏域別平均工賃

・月額では備北圏域が19,445円と最も高く、時間額は尾三圏域が297円と最も高くなっている。

(単位:か所,円)

圏域	事業所数	工賃実績ありの数	平均工賃(月額)	平均工賃(時間額)
広島	140	128	14,957	259
広島西	14	13	15,532	260
呉	32	30	14,824	276
広島中央	23	22	17,328	225
尾三	44	41	18,370	297
福山・府中	64	62	16,134	237
備北	12	13	19,445	271
計	329	309	-	-



《参考》

圏域	市 町 名
広島	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西	大竹市, 廿日市市
呉	呉市, 江田島市
広島中央	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
尾三	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中	福山市, 府中市, 神石高原町
備北	三次市, 庄原市

7 開設(移行)年度別平均工賃

・月額では、平成30年度開設(移行)の事業所が最も高く22,782円、時間額でも平成30年度が最も高く372円となっている。

・平成23年度までに開設(移行)した事業所の平均工賃(月額)は17,295円となっている。

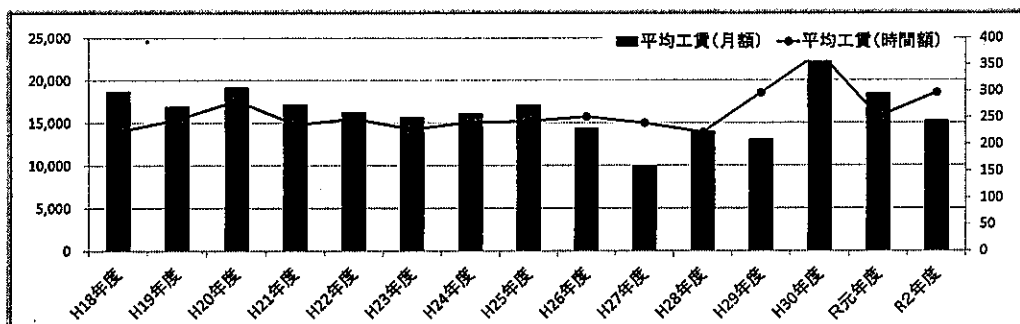
・平成24年度から平成29年度に開設した事業所の平均工賃(月額)は14,075円となっている。

※「知的障害者授産施設(入所)」、「知的障害者通所授産施設」などの旧体系施設は、平成23年度末までに「就労移行支援事業」

「就労継続支援事業(A型)」「就労継続支援事業(B型)」などの新体系のサービス事業所に段階的に移行している。

(単位:か所,円)

移行・開設年度	事業所数	工賃実績ありの数						平均工賃(月額)	平均工賃(時間額)	参考	
		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等				
H18年度	3	3	1			2	18,700	224	17,295 (H18年度~ H23年度)		
H19年度	27	27	2	19	2	4	16,878	246			
H20年度	21	20	1	16	2	1	19,144	282			
H21年度	18	18		13		5	17,140	237			
H22年度	17	16		11	1	3	16,218	248			
H23年度	27	26		17	2	5	15,690	228			
H24年度	43	43		27		2	14	16,071	241	14,075 (H24年度~ H29年度)	
H25年度	20	18		10		5	2	17,118	243		
H26年度	28	27		5	1	5	14	14,336	252		
H27年度	25	22		5		11	3	9,917	240		
H28年度	12	11		4		4	1	13,961	222		
H29年度	26	24	1	3	1	12	3	4	13,047		297
H30年度	23	18		1	1	8	4	4	22,782	372	18,825 (H30年度~ R2年度)
R元年度	16	15		6		6	2	1	18,454	251	
R2年度	23	21		5		12	2	2	15,238	297	
計	329	309	4	143	10	69	64	19	-	-	

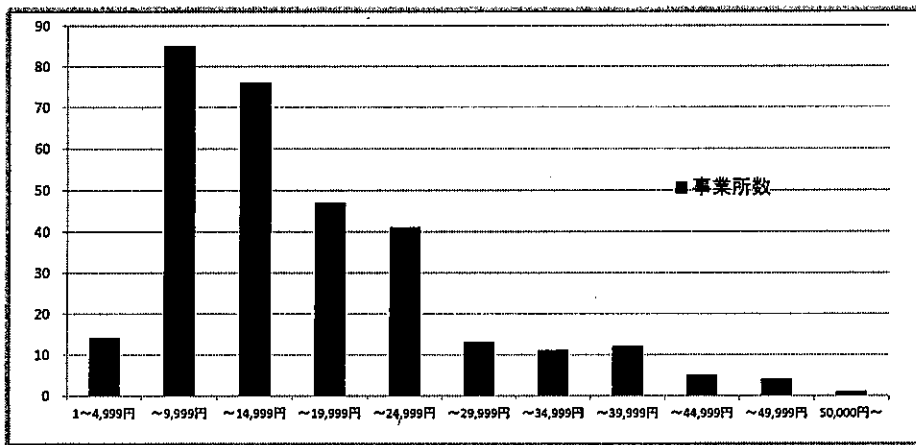


8 段階別平均工賃

・平均工賃(月額)をみると、5,000円～9,999円の事業所が最も多く、85か所となっている。

(単位:か所,円)

所在市町	事業所数	事業所数						構成比
		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等	
1～4,999円	14	0	4	0	7	2	1	175 (56.6%)
～9,999円	85	1	30	4	25	19	6	
～14,999円	76	1	38	3	16	15	3	
～19,999円	47	2	23	2	9	7	4	※県平均 16,779円
～24,999円	41	0	23	0	4	12	2	
～29,999円	13	0	7	1	1	3	1	
～34,999円	11	0	5	0	1	3	2	
～39,999円	12	0	7	0	4	1	0	
～44,999円	5	0	3	0	1	1	0	
～49,999円	4	0	3	0	1	0	0	
50,000円～	1	0	0	0	0	1	0	
実績あり事業所	309	4	143	10	69	64	19	

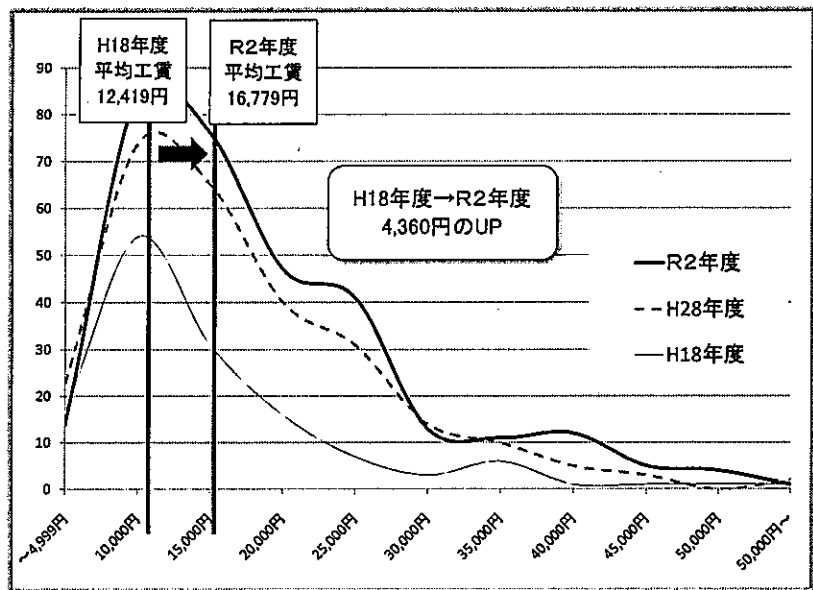


・過去の状況(平成28年度、18年度)においても、5,000円～9,999円及び10,000円～14,999円の事業所が多い。

(単位:か所)

平均工賃(月額)段階	R2年度	H28年度	H18年度
1～4,999円	14	23	17
～9,999円	85	74	54
～14,999円	76	65	31
～19,999円	47	40	16
～24,999円	41	31	7
～29,999円	13	14	3
～34,999円	11	10	6
～39,999円	12	5	1
～44,999円	5	3	1
～49,999円	4	0	1
50,000円～	1	2	1
計	309	267	138

5,000～14,999円の事業所割合
R2年度: 52.1% H28年度: 52.1% H18年度: 61.6%



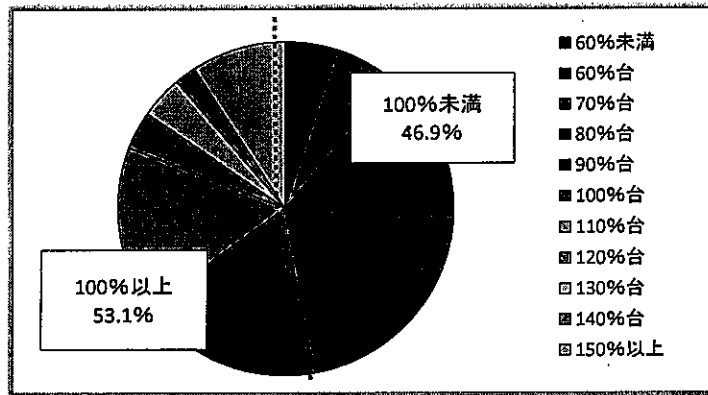
9 平均工賃の伸び率

○ 平均工賃(月額)の伸び率【平成29年度→令和2年度】

・90%以上100%未満の事業所が最も多く51か所、次いで100%以上110%未満の事業所が44か所となっている。

(単位:か所)

平均工賃(月額)の伸び率	事業所数	構成比
60%未満	5	113 (46.9%)
60%台	7	
70%台	15	
80%台	35	
90%台	51	128 (53.1%)
100%台	44	
110%台	38	
120%台	9	
130%台	10	
140%台	5	
150%以上	22	
計	241	

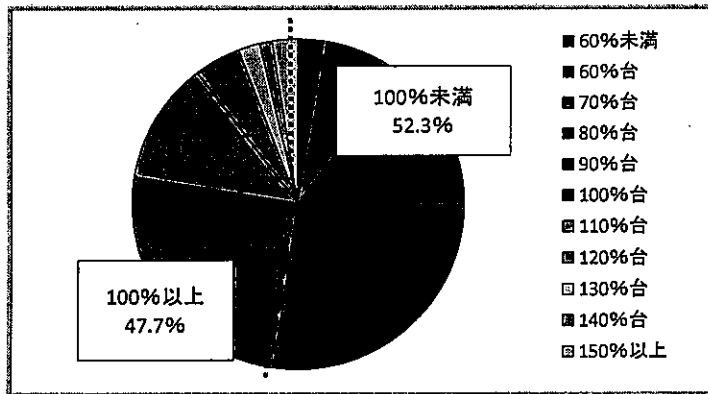


○ 平均工賃(月額)の伸び率【平成30年度→令和2年度】

・90%以上100%未満の事業所が最も多く66か所、次いで100%以上110%未満の事業所が61か所となっている。

(単位:か所)

平均工賃(月額)の伸び率	事業所数	構成比
60%未満	1	126 (52.3%)
60%台	5	
70%台	19	
80%台	35	
90%台	66	115 (47.7%)
100%台	61	
110%台	29	
120%台	11	
130%台	5	
140%台	3	
150%以上	6	
計	241	

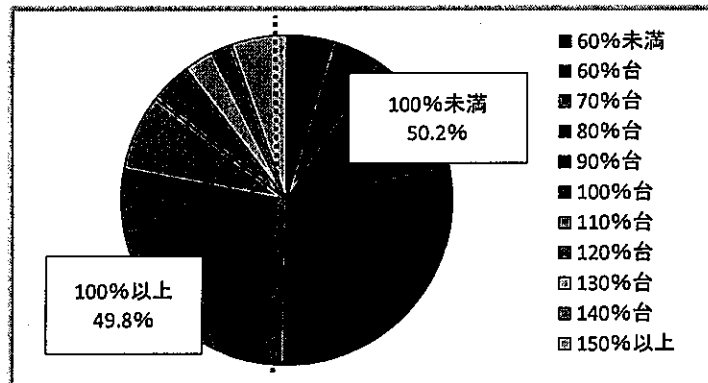


○ 平均工賃(時間額)の伸び率【平成30年度→令和2年度】

・90%以上100%未満の事業所が最も多く69か所、次いで100%以上110%未満の事業所が67か所となっている。

(単位:か所)

平均工賃(時間額)の伸び率	事業所数	構成比
60%未満	7	121 (50.2%)
60%台	4	
70%台	12	
80%台	29	
90%台	69	120 (49.8%)
100%台	67	
110%台	18	
120%台	10	
130%台	7	
140%台	5	
150%以上	13	
計	241	



10 品目等別平均工賃

- ・月額では、下請(機械系)が最も高く19,736円、次いで下請(PC作業)18,065円、役務(クリーニング)16,968円となっている。
- ・時間額では、自主(パン)が最も高く317円、次いで自主(菓子)296円、自主(店舗)294円となっている。
- ・実施している事業数では、下請(軽作業)が最も多く215事業所、次いで役務(清掃・植栽・洗車)が138事業所、自主(手工芸)が98事業所となっている。

(単位:か所,円)

区分	自主-菓子	自主-パン	自主-弁当等	自主-手工芸	自主-農作業	自主-店舗	自主-その他	下請-軽作業
平均工賃(月額)	16,892	17,667	13,770	15,353	17,221	16,799	16,091	16,069
平均工賃(時間額)	296	317	223	252	255	294	273	251
事業所数	60	31	39	98	70	54	70	215

区分	下請-機械系	下請-PC作業 (H30~)	下請-その他	役務-清掃 植栽・洗車	役務-クリーニング	役務-配送	役務-農作業	役務-その他
平均工賃(月額)	19,736	18,065	15,537	16,471	16,968	13,346	14,006	16,238
平均工賃(時間額)	292	252	283	279	288	224	227	255
事業所数	22	33	59	138	21	16	32	58

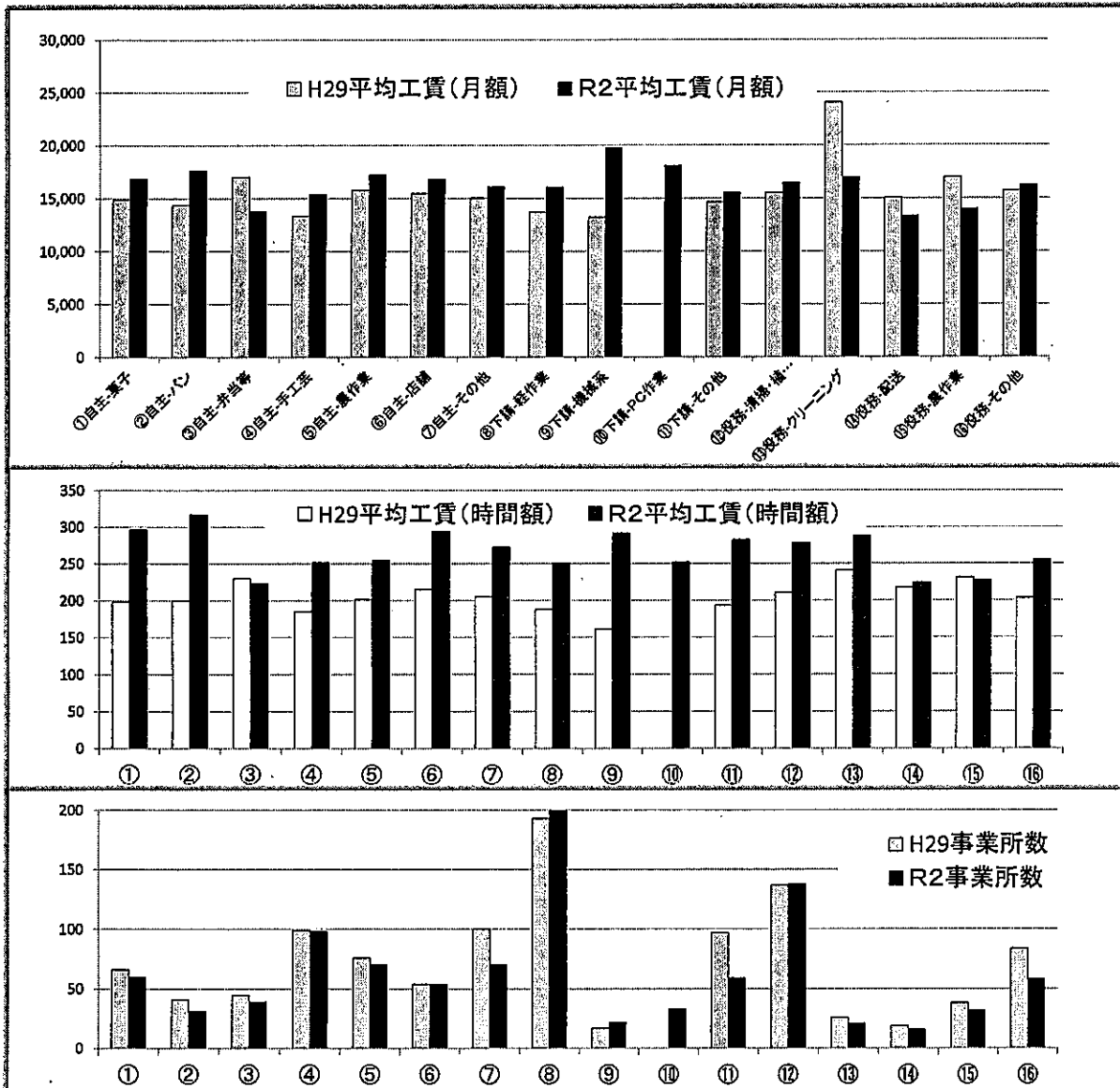
※1 複数の活動を実施している事業所あり。

※2 その他の内訳

自主(その他): 廃油せっけん作り, 千羽鶴再生紙グッズの製造, 再生資源回収など

下請(その他): 牡蠣養殖の下請け(貝通し・運搬), 企業下請け作業など

役務(その他): ポスティング, 消防設備点検, 自動販売機維持管理, 市役所の車両洗車など



11 品目等別平均工賃伸び率

・平均工賃(月額)の伸び率(令和元年度→令和2年度)をみると、

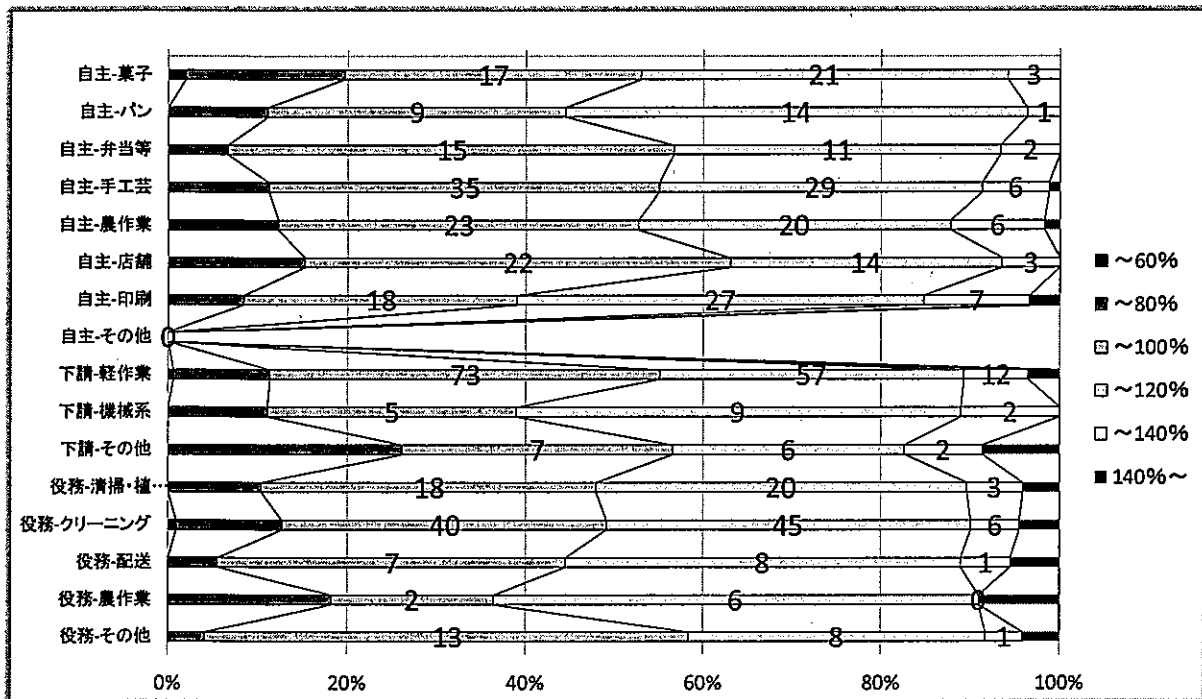
令和元年度と比べて令和2年度の平均工賃(月額)が増加した事業所の割合が高いのは、

役務(配送)が63.6%、次いで下請(機械)が61.1%となっている。

(単位:か所)

区分	自主-菓子	自主-パン	自主-弁当等	自主-手工芸	自主-農作業	自主-店舗	自主-その他
60%未満	1						
60%以上 80%未満	9	3	2	9	7	7	5
80%以上 100%未満	17	9	15	35	23	22	18
100%以上 120%未満	21	14	11	29	20	14	27
120%以上 140%未満	3	1	2	6	6	3	7
140%以上				1	1		2
100%以上の割合	47.1%	55.6%	43.3%	45.0%	47.4%	37.0%	61.0%
事業所数	51	27	30	80	57	46	59

区分	下請-軽作業	下請-機械系	下請-PC	下請-その他	役務-清掃・植栽・洗車	役務-クリーニング	役務-配送	役務-農作業	役務-その他
60%未満	1				1				
60%以上 80%未満	18	2	6	5	13	1	2	1	4
80%以上 100%未満	73	5	7	18	40	7	2	13	14
100%以上 120%未満	57	9	6	20	45	8	6	8	21
120%以上 140%未満	12	2	2	3	6	1		1	4
140%以上	6		2	2	5	1	1	1	2
100%以上の割合	44.9%	61.1%	43.5%	52.1%	50.9%	55.6%	63.6%	41.7%	60.0%
事業所数	167	18	23	48	110	18	11	24	45



就労継続支援 B 型事業所における工賃向上の取組に関する調査結果

第1 調査概要

(1) 調査期間

令和3年4月5日～令和3年4月28日

(2) 調査対象

令和3年3月1日時点で、就労継続支援 B 型の指定を受けている事業所

(3) 調査内容

別紙「工賃向上の取組に関する調査票」参照

対象事業所数	提出事業所数	回収率
331 事業所	293 事業所	88.5%

第2 工賃（月額）

(1) 平均工賃月額

令和元年度実績 平均工賃（月額） A	令和2年度実績 平均工賃（月額） B	増減額（B-A）	伸び率（B/A）
15,789 円	16,159 円	370 円	102.3%

(2) 平均工賃月額分布

令和元年度実績 平均工賃（月額） A		令和2年度実績 平均工賃（月額） B		
4	1.4%	7	↑ 2.4%	平均工賃月額が 4 万 5 千円以上
22	7.5%	23	↑ 7.8%	平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満
18	6.2%	13	↓ 4.5%	平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満
37	12.6%	42	↑ 14.3%	平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満
114	38.9%	114	→ 38.9%	平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満
68	23.2%	79	↑ 27.0%	平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満
13	4.4%	14	↑ 4.8%	平均工賃月額が 1 円以上 5 千円未満
17	5.8%	1	↓ 0.3%	実績なし
293	100.0%	293	100.0%	計

第3 平均工賃（月額）実績〔令和元年度→令和2年度〕が、増減した理由

平均工賃増加理由	
<ul style="list-style-type: none"> ◆新規事業の開始 ◆農福連携による施設外就労の実施 ◆受注元の増加 ◆作業の効率化・作業環境の整備 ◆利用者の作業スキル向上 ◆企業・団体等への営業活動による販路拡大 ◆短時間利用者の減少 ◆工賃評価基準の見直し ◆ボーナス支給の影響 ◆機械の導入による生産性の向上 ◆個別支援計画説明時に工賃向上を絡めて説明することでの利用者の意欲向上 (コロナ禍によるもの) ◆利用者減に伴い結果的に平均工賃の増 ◆食堂でのテイクアウトの実施 ◆支出の見直し・コストの抑制 ◆自主製品（マスク）の売上増 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新商品の開発・販売 ◆作業量の増量 ◆スタッフの工賃向上に対する意識改善 ◆受注単価の見直し ◆利用者の勤務時間の増加 ◆支給工賃額の改定 ◆優先調達推進法の認知による影響 ◆稲作の米の豊作 ◆高単価作業の確保
平均工賃減少理由	
<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の高齢化による生産性の低下 ◆短時間利用者の増加 ◆スタッフの減少 ◆利用者の増加による作業提供量の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の減少による生産性の低下 ◆作業スキルの高い利用者の退所 ◆害虫被害による農作物の収穫高減少
<p>(コロナ禍によるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受注量・販売機会・施設外就労の減少 ◆感染予防のための利用・作業時間の短縮 ◆体調不良利用者の増加 	

第4 工賃向上のために、現在取り組んでいること、今後取り組む必要があると考えていること

現在取り組中	今後取組が必要	取組内容
34.1%	44.7%	①【PDCAサイクルの確立】 ⇒ 工賃向上計画が実効性の高いものとして機能するよう、PDCAサイクルを意識し、取組の成果や環境の変化等に応じて、適宜内容を修正
65.5%	31.1%	②【管理者のマネジメント力の向上】 ⇒ 管理者は事業所全体を運営するマネジメント力の向上に努め、現場が上げる声を吸い上げ、現場と管理者との信頼関係を構築

51.2%	35.5%	③【利用者の意識向上】 ⇒ 利用者個々のモチベーションと工賃の向上策を個別支援計画と工賃向上計画を連動させることで実現
73.4%	24.6%	④【利用者への支援】 ⇒ 利用者が安心して働くことができる障害特性を踏まえた職場環境（感染防止を含む）の整備や就労訓練等の支援が必要
23.5%	37.2%	⑤【製品力の強化】 ⇒ 一般企業製品にも負けない魅力ある製品を開発し、多様なメディアを利用した製品の良さをPR
18.4%	42.7%	⑥【販売力の強化】 ⇒ インターネットを活用した広報等の先進的販路拡大策や各種イベントへの積極的な出展等による効果的な商品のPR
24.9%	41.3%	⑦【受注体制の拡充】 ⇒ 受注能力の精査、作業工程の見直しによる受注能力の拡大や共同受注窓口、他事業所との連携による大量受注への対応
15.7%	36.5%	⑧【流通体制の整備】 ⇒ 各事業所による納品の共同化や関係企業の協力による既存の流通ルートの利用等、製品製造から販売までの流通ルートの整備
10.9%	67.2%	⑨【優良事例等の活用】 ⇒ 工賃実績の高い事業所の事例等の情報収集や事業所での活用
その他、現在取り組んでいること		
<ul style="list-style-type: none"> ◆安定的で継続性のある受託事業の拡大 ◆官公庁への優先調達推進法順守の要望活動 ◆企業等への営業活動による販路確保 ◆経営改善のための会議の実施 ◆計画的な設備投資 ◆研修会の実施 ◆官公庁が実施する事業の活用 ◆工賃の高い施設外就労の活用 ◆工賃向上計画の実行性の確保 ◆工賃支給ルールの改定 ◆広報の強化（商品PRポスター、動画作成） ◆仕事の多角化 ◆農福連携の推進 ◆歳出経費の適正化 ◆市場動向の調査 ◆受注単価の見直し ◆新たな事業分野への挑戦 ◆製造ロス削減への取組 ◆他企業等との連携 ◆他事業所との連携 ◆利用者の作業スキル向上 ◆作業の効率化・作業環境の整備 ◆現場と管理者の意識統一 ◆在宅ワークの活用 ◆地域コミュニティとの協働 		
その他、今後取り組む必要があると考えていること		

<ul style="list-style-type: none"> ◆イベントの開催 ◆安定的で継続性のある受託事業の拡大 ◆企業等への営業活動による販路確保 ◆計画的な設備投資 ◆工賃の高い施設外就労の活用 ◆工賃支給ルールの変更 ◆広報の強化 ◆歳出経費の適正化 ◆製品作成の専門的知識を持つ職員の雇用 ◆地域コミュニティとの協働 ◆設備整備等助成金の活用 ◆農福連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業規模の拡大・適正化 ◆事業内容の最適化 ◆受注単価の見直し ◆商品価格の最適化 ◆新たな事業分野への挑戦 ◆生産性の向上 ◆先進事例の視察 ◆他企業・団体等との連携 ◆利用者の作業スキル向上 ◆利用者の資格取得の機会提供 ◆インターネットの活用 ◆在宅ワークの充実
--	--

取組みは必要であるが、難しい理由

<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の作業意欲・能力のバラツキ ◆現状の取組で精一杯 ◆高単価事業の不足 ◆設備投資（初期投資）の財源不足 ◆農業関係は天候に左右され、計画通りにいかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スタッフの不足、指導能力のバラツキ ◆専門的技術・知識があるスタッフの不足 ◆スタッフの異動により専門性獲得が困難 ◆利用者の高齢化 ◆体調不良になる利用者の増加 ◆納期を優先するため時間がない。
--	--

第5 工賃向上の成功事例及び他の事業所への参考、モデルとなる事例

<ul style="list-style-type: none"> ◆スタッフの意識改善と意欲強化 ◆企業等への営業活動による販路確保 ◆研修会の実施 ◆個別支援計画の達成状況と工賃の連動 ◆工賃の高い施設外就労の活用 ◆工賃支給ルールの変更 ◆独居老人宅の清掃、庭の除草等の実施 ◆自主製品のブランド化への取組 ◆企業や他事業所とのコラボ商品の作成 ◆施設外就労に手当加算支給 ◆「日給制」から「日給+役割評点別時給制」への変更 ◆イーザーオーダー可能なパンの製造販売 ◆県外のアンテナショップでの商品販売 ◆パソコンやeスポーツを取り入れた作業の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報の強化 ◆行政との連携 ◆受注契約単価を最低賃金を基に算出 ◆他企業・団体等との連携 ◆他事業所との連携 ◆利用者の作業スキル向上 ◆皆勤賞（手当）の支給 ◆施設外就労の取組 ◆千羽鶴再生和紙を使用した商品の作成
--	---

第6 「県の支援策（案）」のうち、期待する支援策

(1) 販路拡大

期待する支援策	取組内容		
53.9%	①【共同受注窓口と連携した受注拡大】 ⇒ 官公庁及び企業への営業活動による受注拡大，合同商談会への参加による受注拡大		
44.7%	②【障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の拡充】 ⇒ 県調達方針の見直し，県調達実績の拡充及び公表		
54.6%	③【包括連携協定締結企業等（㈱セブンイレブン・ジャパン等 16 企業・団体）との連携強化】 ⇒ コンビニ・大手スーパーでの常設販売，メーカーからの技術支援		
34.5%	④【県や関係団体が主催するイベントへの出展】 ⇒ 「環境の日」ひろしま大会，介護の日フェスタ，ヒューマンフェスタ等		
37.9%	⑤【県庁舎内販売の実施】 ⇒ 毎月1回の県庁ロビーでの販売会実施による販路と広報機会の確保		
25.9%	⑥【アート作品を活用した商品開発】 ⇒ 企業と連携を図ったアート作品を活用した商品の開発や販売促進，あいサポートアート展の作品のデジタルアーカイブ化による新たな商品化の展開		
その他、期待する支援策			
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="177 1256 794 1738"> <ul style="list-style-type: none"> ◆TAU での試験販売の実施 ◆共同受注窓口と事業所との連携強化 ◆インターネット販売窓口設置事業 ◆インターネット販売への指導・助言 ◆各種支援策の徹底周知 ◆官公庁で発生する軽作業の優先的委託 ◆官公庁による企業への営業活動 ◆官公庁による企業への協力依頼 ◆事業所のデジタル化に対する研修会 ◆商品の配達・配送経費への補助 ◆成功事例の紹介 ◆官公庁での農産物の買上げ </td> <td data-bbox="794 1256 1430 1738"> <ul style="list-style-type: none"> ◆優先調達に関する定期的な情報提供 ◆官公庁主催イベントの情報共有 ◆離島等の立地が不利な事業所への支援 ◆販路開拓・拡大に係るアドバイザー派遣 ◆設備整備に係る補助事業 ◆農福連携に係るアドバイザー派遣の継続 ◆農林水産事業者との連携強化 ◆農福連携の推進 ◆相談体制の整備 ◆食品以外の自社商品の品評会開催 ◆官公庁における常設販売窓口設置 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ◆TAU での試験販売の実施 ◆共同受注窓口と事業所との連携強化 ◆インターネット販売窓口設置事業 ◆インターネット販売への指導・助言 ◆各種支援策の徹底周知 ◆官公庁で発生する軽作業の優先的委託 ◆官公庁による企業への営業活動 ◆官公庁による企業への協力依頼 ◆事業所のデジタル化に対する研修会 ◆商品の配達・配送経費への補助 ◆成功事例の紹介 ◆官公庁での農産物の買上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆優先調達に関する定期的な情報提供 ◆官公庁主催イベントの情報共有 ◆離島等の立地が不利な事業所への支援 ◆販路開拓・拡大に係るアドバイザー派遣 ◆設備整備に係る補助事業 ◆農福連携に係るアドバイザー派遣の継続 ◆農林水産事業者との連携強化 ◆農福連携の推進 ◆相談体制の整備 ◆食品以外の自社商品の品評会開催 ◆官公庁における常設販売窓口設置
<ul style="list-style-type: none"> ◆TAU での試験販売の実施 ◆共同受注窓口と事業所との連携強化 ◆インターネット販売窓口設置事業 ◆インターネット販売への指導・助言 ◆各種支援策の徹底周知 ◆官公庁で発生する軽作業の優先的委託 ◆官公庁による企業への営業活動 ◆官公庁による企業への協力依頼 ◆事業所のデジタル化に対する研修会 ◆商品の配達・配送経費への補助 ◆成功事例の紹介 ◆官公庁での農産物の買上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆優先調達に関する定期的な情報提供 ◆官公庁主催イベントの情報共有 ◆離島等の立地が不利な事業所への支援 ◆販路開拓・拡大に係るアドバイザー派遣 ◆設備整備に係る補助事業 ◆農福連携に係るアドバイザー派遣の継続 ◆農林水産事業者との連携強化 ◆農福連携の推進 ◆相談体制の整備 ◆食品以外の自社商品の品評会開催 ◆官公庁における常設販売窓口設置 		

(2) 体制整備

期待する支援策	取組内容
44.0%	①【専門家アドバイザー派遣事業の実施】 ⇒ 事業所が抱える課題の具体的な解決を図るため、経営コンサルタントを事業所に派遣や コロナ禍における事業所運営などマネジメントスキルについて専門的見地から指導・助言を行う。
43.3%	②【ブランディング事業の実施】 ⇒ 製品の企画・製造及びそのPR活動（販売会等のイベントや情報発信）により、事業所製品の認知度向上及び付加価値づくりを行うことにより、県民への購買喚起や企業等での販路を開拓する。
42.0%	③【共同受注窓口の運営と機能強化】 ⇒ 共同受注窓口に統括ディレクター、コーディネーターを配置し、企業等からの受注向上や商品開発支援等を実施する。また、単独事業所では対応困難な大口受注や販路開拓の支援を行う。
31.7%	④【ふれ愛プラザの運営強化】 ⇒ 店舗を通じて事業所製品に触れる機会の創出や直接販売による商品力のPRを行ととともに、消費者視点での商品企画や品質向上等、企業・団体との連携による売上げ増加に取り組む。
34.8%	⑤【農業分野における新たな就労確保事業の実施】 ⇒ 農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導・助言、6 次産業化の推進、高齢化や人材不足にある農業分野を新たな就労先とする施設外での就労を支援する。
その他、期待する支援策	
<ul style="list-style-type: none"> ◆アドバイザー派遣事業 ◆ふれ愛プラザへの支援強化 ◆各種研修事業の強化 ◆県東部への販売拠点の設置 ◆事業所のデジタル化に対する研修会 ◆材料共同購入の仕組みづくり ◆林業・畜産・水産分野での就労確保事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆書類や手続き等の簡素化・オンライン化 ◆設備に係る補助事業 ◆利用者の企業での作業体験の場の確保 ◆利用者の高齢化に対応した事業 ◆農作物加工の技術指導 ◆農福連携コーディネーターの設置

(3) 普及啓発

期待する支援策	取組内容
50.5%	①【県民への働きかけの強化】 ⇒ 事業所商品等について、マスコミや SNS 等の広報媒体の積極活用や県・共同受注窓口 HP, 各種イベント等を通じて PR
50.5%	②【企業への働きかけの強化】 ⇒ 企業合同商談会への積極的な参加や、事業所商品及び受注可能な役務業務を県 HP へ掲載
42.0%	③【事業所への働きかけの強化】 ⇒ 工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を県 HP 及び共同受注窓口 HP 等で紹介し、他の事業所へ波及促進
27.3%	④【「あいサポート運動」との連携】 ⇒ 「あいサポート企業・団体通信」を活用し、事業所製品の PR のほか、出張販売機会の確保や優先的発注業務の紹介など連携の促進を行う。
その他、期待する支援策	
<ul style="list-style-type: none"> ◆あいサポート企業等への商品展示依頼 ◆各事業所の成功事例等の取組の共有 ◆官公庁による広報の強化 ◆官公庁による企業等への施設外就労の周知 ◆教育機関での出張販売機会確保 ◆企業等と合同交流会の開催 ◆企業等担当者の事業所への見学会の開催 ◆成功事例の情報提供 ◆事業所製品販売所の PR 動画や CM 作成 	

第7 現在、市町と連携して取り組んでいる支援策

◆官公庁所有建物への販売ブース設置	◆清掃・除草業務の受託
◆記念品等の受注・配達	◆市町主催イベントでの販売
◆商品をふるさと納税の返礼品に指定	◆定期的な庁内販売
◆町イベントでの作品出店による理解促進	◆封入作業の受託
◆あいサポート企業等への出展	◆印刷物の受託
◆学校給食用のパン、野菜の受注	◆会議録のテープ起こし
◆農福連携の取組	

第8 今後、市町に期待する支援策

◆イベント参加料の免除、減額	◆市町発注事業の契約額増額・機会均等
◆企業等への発注額向上に係る啓発	◆市町会議の地域での開催
◆企業等への発注促進事業	◆市町HP, 広報誌による事業所紹介
◆企業等への理解促進事業	◆学校給食用の野菜の受注
◆市町と共同受注窓口の連携	◆市町所有地・建物等の無償貸与
◆共同窓口の拡充	◆ふるさと納税返礼品への指定
◆市町による発注拡大事業	◆事業所同士の連携体制の確立支援
◆民間店舗での展示・販売の促進	◆集客力のある場所でのイベント開催
◆庁内展示、販売の促進	◆商店街等の空き物件への出店補助事業
◆工賃向上成果に対する市町独自評価導入	◆小中学校での理解促進のための教育
◆障害程度による工賃補助	◆設備に係る補助事業

◆地域住民への理解促進事業
◆庁内販売の拡充

◆地域の商工会への理解促進事業
◆農福連携の推進

第9 その他、工賃向上への取組全般についての意見

- ◆工賃実績が公表され、他施設と比較できることでモチベーションがアップできることは良いが、過度の工賃向上は、利用者やスタッフに過重な負担を強いることになる
- ◆コロナ禍において世界中の価値観が劇的に変化する中で、工賃向上が障害のある方々にとって、幸福度を高めることなのか検証して、必要であれば軌道修正してもらいたい
- ◆事業所周辺の限られた範囲の環境整備（公園清掃、公道の雑草取り）の請負をすれば、地域との連携を図ることができて、非常に有効な障害者支援策ではないかと考えます
- ◆コロナ禍で、工賃平均単価により報酬単価が決まることで収入が激減している現状では、工賃向上は難しい
- ◆働き方改革が言われている現在において、多様な働き方が認められてきており、障害のある方がその人の特性に応じた働き方ができ、その上で工賃向上が実現できればいいと思います
- ◆農業については収穫量を上げるために、専門家から専門的な視点での考え方を指導してほしい
- ◆訓練等給付費収入に限られる中、サポートする職員の待遇改善が必要（人材育成の面で限界を感じる）
- ◆工賃向上と感染症予防の両立は難しく、日々悩みながら支援・作業を提供している
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか不透明なため、事業所も職員・利用者も不安な日々が続く、工賃向上の取組の成果が見えにくくなっているため、引き続き、コロナ対策等に対する県や市町の支援が必要です
- ◆コロナ禍を有事と捉え、利用者の方への金銭的な補償ができないものでしょうか、利用者の方も本当に良く頑張っていますが、工賃が下がったことには程度の差はあれ、皆さんダメージを受けています
- ◆工賃向上への取組としては、事業所の努力が必要と思われるが、山間地域の事業所としては、人口、企業数も少なく選りすぐっての企業、賃金等、毎年毎年賃金アップ等に向けた取組を求められても、ハードルが高い。
- ◆工賃向上の取組によって目標を数値化することで一定の効果がありますが、利用者の意欲や技能習得等も充実させないと障害者の就労は成り立ちません。そのためには就労支援する職員の技能習得が必要であるが、技能を持つ人の採用は限界があり、仕事の幅が広がらない 支援をお願いしたい
- ◆各作業所共同で仕事を融通する仕組みがあればよい、配達ルートを整理し、各作業所が協力して配達する等
- ◆特別支援学校卒業時に就労継続支援B型を希望する方が少なく、若い利用者が入らず年齢層が上がっており、支援や指導による技術の向上だけでは、体力や意欲の低下による生産量の減少をカバーすることは難しくなっている
- ◆県からの見積依頼はありがたいが、一般の販売額より大きく下回る金額でないと受注できない現状を改善してほしい。部署によっては郵送で原本を送らないといけないことがあり、売上がマイナスになることと雑務が増えるだけなので、改善をお願いしたい
- ◆障害者施設へ受注した場合、企業にとって現状以上のメリットになる施策があれば受注量が増えると思われま
- ◆障がいの重度化・高齢化・多様化により支援が必要な方が多くなり、今後工賃向上に向けた取組が難しくなると思われる
- ◆地域の特産であるぶどう農家の畑仕事（季節労働）を行っているが、施設外就労における配置加算見直しが行われ、地域住民・企業と障害を抱えた方、お互いの理解に繋がっていた側面があり、本加算の見直しの影響は大きい
- ◆コロナ禍の影響もあり、農業事業に参入し、制度や手続き等困難な問題がたくさんありまし

たが、農業事業は適切に計画的に実施すれば障害者の収入が大きく向上し、地域の耕作放棄地の問題解決にもなります

- ◆就農や事業開拓、商品開発等の効果的運用による収益改善を是としているようだが、収入を永続的に上げ続けることが難しいことについての認識を共有する必要があると思われる現状を維持しながら支援の質的向上をどのように両立していくのか等の工賃向上の終着点についての検討を始め、長期の方向性を示すべきと考える
- ◆下請けで請けている場合、どのようにして受注単価を上げるか試行錯誤していますが、その内容や地域性もあるので、こういった事業所へ目を向けることも大切なことではないでしょうか
- ◆工賃向上を追えば、カウンセリングの時間がなくなり、SSTの時間もなくなり、ひたすら作業作業の毎日になってしまう。もう少し余裕をもって利用者の話を聴かせてもらったり、みんなで笑い合う時間も必要だと思います。職員も利用者もみんな頑張っている、この現場感覚を知っていただければ嬉しいです